

令和3年3月愛荘町議会定例会会議録

令和3年3月5日（金）午前9時00分開議

議 事 日 程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 同意第 3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 同意第 4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 承認第 1号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 愛荘町債権の管理に関する条例
- 日程第 8 議案第 2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第 8号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第 9号 損害賠償の額を定めることについて
日程第16 議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算(第10号)
日程第17 議案第11号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
日程第18 議案第12号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
日程第19 議案第13号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第20 議案第14号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第21 議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算
日程第22 議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第23 議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第24 議案第18号 令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第25 議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第26 議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26

~~~~~

追加日程第 1 議提第 1号 予算・決算特別委員会の設置について

~~~~~

追加日程第 1 選任第 1号 予算・決算特別委員会委員の選任について

追加日程第 2 報告第 1号 予算・決算特別委員会の正副委員長の報告について

出席議員(13名)

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
4番 西澤桂一君	5番 村田定君
6番 伊谷正昭君	7番 高橋正夫君
8番 外川善正君	9番 徳田文治君
10番 吉岡忍ミ子君	11番 瀧すみ江君
12番 竹中秀夫君	13番 辰己保君

14番 河村善一君

欠席議員（1名）

3番 森野隆君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	教育次長	青木清司君
総務担当政策監	上林市治君	企画担当政策監 兼ワクチン接種推進室長	藤塚雅徳君
福祉担当政策監	岡部得晴君	産業担当政策監	中村喜久夫君
経営戦略課長	生駒秀嘉君	まちづくり協働課長	西川傳和君
くらし安全環境課長	水谷徹也君	建設・下水道課長	羽田順行君
住民課長	阪本崇君	農林商工課長	北川三津夫君
税務課長	北村章夫君	福祉課長	田中孝幸君
健康推進課長	木村美紀君		

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮川佳衣奈

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。

3番、森野 隆君より欠席届が出ていますので報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（河村善一君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日3月4日に引き続き、2名の一般質問を行います。順次発言を許します。

◇ 村田 定君

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 皆さんおはようございます。5番、村田 定です。一般質問、一問一答でお願いいたします。大きく3つの質問をいたします。庁舎等公共施設の最適配置について。2点目は、新型コロナウイルスの感染対応について。3点目は、新型コロナウイルスのワクチン接種についてをお尋ねをいたします。

まず1点目、庁舎等の公共施設の最適配置についてお尋ねをいたします。平成の大合併で滋賀県内に誕生しました10市町のうち、湖南市と愛荘町だけが分庁方式で、統合されていません。共通点と言えることは、2町合併であるということです。湖南市も東西の分庁方式では駄目という認識の下、中に入っている部局は全て1つの庁舎に集約される方向になっていきます。前市長時代は約80億円の新庁舎の計画もありましたが、白紙となり、現有庁舎に少し建て増しをされる愛荘町案と同じ方式と情報を得ています。2町合併の共通しており、大変難しい問題と思います。合併することによって引き継いだ過剰な公共施設の統廃合が最優先の課題であります。過大な経費がかかることから、合併特例債の制度があり、その制度を活用して庁舎等公共施設の統廃合が進められてきました。

しかし、残念ながら当町の場合、合併して16年目になりますが、全く進んでいな

い状況であります。町長は、住民説明会を開催して、自らが住民の皆様には説明をして、質問にもしっかりと対応して報告される予定をされていましたが、コロナ禍の中で中止をされ、全戸に書面配布されることになりました。

私も、当初は説明会に参加していただくよう住民の皆様にはお願いしてまいりましたが、中止となり書面配布されました後は、配布資料による説明をしております。概要書で説明をして、具体的には、44ページに成る資料で説明されています。説明会には行けなかった人もある中で全世帯に資料が届いたことは、大変よかったですと思います。しかし、あれだけの膨大な資料は、なかなか皆様に読んでいただけないのも事実であります。膝を突き合わせて、親切丁寧に説明していく必要があると思いました。

また、愛荘町ホームページでも、町長自身が3項目にわたり、1点目、方針の取組。これは82施設ある背景からの説明、庁舎等公共施設の最適の配置についての説明。2点目は、目指す町の姿勢。これは費用削減、年間7,000万円削減されると、箱物行政の時代は終わりだといったこと。3点目は、施設ごとの方針の説明。活気ある愛荘町にするためにはということで、3つの項目にわたり詳細に説明をされ、また、ホームページやQRコードでも見られますので、それを利用される方には、一定の基準まで理解を深めることができました。

住民の多くの人から聞く声として、なぜ合併して15年間も協議されなかったのか。合併特例債があったのに、一向になぜ着手しなかったのか。合併特例債を何に使ったのか教えてほしい。もっと早くしておれば大きな無駄な金額を削減することができたのではないかと。今愛荘町の財政が厳しい状況にあります大きな一因ではないかと、政治の無作為じゃないのかと、多くの方々から質問される現状であります。意見を求めて言える人、意見書を提出していただける人はいいいですが、意見書を提出できない人、声なき声、これを十分に聞いて拾っていくのも行政の、議会の仕事だと思います。

以上の、住民の皆さんや各方面からのメッセージをしっかり受け止めていただき、庁舎等公共施設の最適配置についての町長の考えをお聞かせください。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 大変重要な、町にとって重要なことであるということで御質問を頂き、また様々に経過含め、住民様のお声も含め、つぶさに今ほどもお話を頂きまして、本当にありがとうございます。御答弁申し上げます。

平成18年に合併して愛荘町となり、16年目を迎えます。旧2町から受け継いだ

愛荘町に多く立地する公共施設は、その約6割が建築から30年以上の施設が多く、今後、その大規模改修、建て替えに係る更新費用は、住民にとって大きな負担となっ
ていきます。少子高齢化は当町においても進み、人口は2035年をピークに減少す
ることが見込まれ、利用可能な予算も減少することが予測されます。

このような背景から、平成26年に国の要請もあり、愛荘町においても公共施設の
適正な管理の在り方の検討に着手し、以来7年の期間にわたり、住民、有識者の方々
にお入りいただいた検討委員会を含め、広く議論と検討を重ねて累次の計画を策定し、
都度議会や町の広報紙やホームページ等において報告を重ねてきました。

この方針に取り組むことによって実現できることは、住民の皆様にご負担いただい
ている公共施設の維持、存続にかかる費用の削減であり、その費用は今後36年間で
約25億円ものコスト削減が実現できるものです。これを年間にならすと、約7,00
0万円の年間削減効果が長期にわたって生み出せることとなります。この取組は住民
サービスの維持、向上のためのもので、両庁舎の使い方は変わりますが、住民サー
ビスの低下はしません。

米原市は、5月より総合庁舎で業務を開始されます。平成の大合併で滋賀県内に誕
生した10市町のうち今も分庁方式を続けているのは、残すは愛荘町と湖南市のみと
なり、他の合併市町においては既に統合を終えられておられます。

幸い愛荘町は、15分ほどで車で行き来ができる町です。老朽化した多くの公共施
設の維持存続のために、多額の費用を使う町であり続けるよりも、健康福祉や教育な
ど、人にこそ予算振り向ける愛荘町になっていきたいと考えております。重複して存
在し、また、年々老朽化する施設に対処する今回の方針で実現していく最も大切なこ
とは、私たちの暮らしの基盤となる町の大事な一歩として、皆様とともに取り組むこ
とにより、より活気のある愛荘町であり続けることであります。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

今回の庁舎等の合併につきましては、統合につきましては町長のためにするわけ
でもなし、また職員のためにするわけでもございません。また議員のためにする、議会
のためにするわけでもなく、やはりこれは住民さんの皆様のために進めていくわけ
でございます。そういった観点から、私はいろんな人にお出合いをし、この膨大な資料、
全戸に配布されてますので、これをもって説明をしております。

1つの説明の資料として滋賀県の地図が出ておりますが、これで愛荘町の位置を示しております。愛荘町は東部に位置しまして、非常にその中心地であるというふうなことで、長浜市、高島市、米原市などと比べると非常にコンパクトで、中心に位置する重要な場所だと、地域だということを住民の皆様、これを通じて、6ページに載ってますけど、話をします。皆さんは資料をお持ちですので見ていただきます。

それで、私はどういうふうな説明をしてきたかと申しますと、愛荘町は約15分ぐらいで行き来できるんですけども、38平方キロメートルという、2万1,000、非常にコンパクトな町であります。一番大きいのは高島市で693平方メートル、19倍ぐらいあるわけなんです。ですから、長浜市が681、米原市が250キロ平方メートルということで、非常にそういうところが相当コンパクトであると。その町が2町合併したけれども、いまだ庁舎が1庁舎にできてないということは、これは是が非でも、一日も早くしなければならぬという説明をいたしましたところ、皆さんが、この地図を見てなるほどと思われま。一番コンパクトなのは豊郷町で7.8キロ平方メートルで、高島市の92分の1ぐらいの面積を有し、人口も7,000強ということで、非常にコンパクトで効率がよいという町だと思います。そういったことから、私はこういった資料を説明する中で、なぜ今この庁舎を統合しなければならぬというふうな説明をさせていただいております。

今申し上げましたように、愛荘町の人口2万1,000、高島市は19倍ぐらいあるんですけども、5万2,000です。そういったことから、滋賀県の平均見ても210キロ平方メートル、全国でも214キロ平方メートルということで、いかに我が町がコンパクトな町であるかというふうなことを説明したときに、意外と住民の皆様はそういったことは御存じなくて、なるほどという理解をしていただきます。

そういったことで、私は、先ほども申し上げましたけども、町長のトップダウンによる英断によって、この1期4年間のうちにやり遂げようとする熱い思いをしっかりと住民さんも共有して、しっかりとその政治主導でやってほしいということを言われます。それについてはいろいろなハードルもあると思いますが、ぜひこれは実現していかなければならないことではないかと思っております。

今回、この資料には9施設ということを表示しておりますが、9施設の中には、やはり愛知川の公民館であるとか、また町民センター等々もございます。そしたら、今カルチャー教室に行ってるのはどうするんやというふうな具体的なことも聞かれます

ので、それについては、私も後日回答させていただきますということでおるんですけれども、庁舎についてはまずまず異論がございません。そういったことでしっかりと進めていかなければならないし、先ほど申し上げましたように、政治の責任だということ強く言われます。

今の時代は、新しく造るよりも今あるものを上手に使う時代であります。そういったことで、愛荘町しか見ていないとなかなか議論が進みません。しかし、滋賀県の中、また全国の中で全体を見た中で、本当にこの小さい町に、こういったことをいつまでも言っとつたらいかんということを住民さんは言われます。そこらのところを行政もしっかりと踏まえていただいて、これは大資本家、大事業家、また大富豪の方ができるわけでもございません。どうしてもやはり、やらなければならないのは行政、政治の力だと思えます。

そういったことで進めていただきたいと思うのでありますが、私の説明していることに少し触れたいんですが、愛荘町、秦荘でも愛知川庁舎でも一緒なんですけど、住民課のところには多く住民さんが来られます。そこで待機しておりますと、いろんな方が来られます。それで、特に今、確定申告の時期ですので多く来られます。なかなかお出会いできない方も、そこで出会えて、この庁舎等の話もできるということで、今週も2日ほど庁舎のほうに来て、1日もおりませんけど、数時間おる中で、多くの人に出会えて、またこういった疑問点も聞け、本当に声なき声を吸い上げられると思っています。それをやはり行政に反映して、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

これは余談になりますが、先般、米原市長選が行われまして、2月11日の京都新聞に載っておりましたことを御紹介したいんですが、米原市も4町合併いたしまして、伊吹とか北部があるわけで、非常に急速な高齢化が進み、伊吹のほうでは高齢化が44%だと言われております。そしてまた延べ床面積も5.5平方メートルということで、県内では2番目に高い。当町の場合は、延べ床面積が4.6平米というふうにお聞きしておりますし、全国では3.4、それでも愛荘町は1.4ですから高いわけでございますが、米原市庁舎が新幹線の西口に今度オープンされます。

そうしたら、伊吹とかあんな遠いところから、伊吹とか山東、近江、ここらは本当に大変だと思うんです。それが一番米原市の南側にされるということは、10年、20年先を見据えた町の拠点づくりをそこにしたいというふうな思いがそこにあるとい

うことが見受けられるわけです。そういったことを本当に米原市民の方も理解され、応援され、その庁舎の実現を図っていくと。

当初は、18年ぐらいに計画されたのでは、8階建てのホテルで計画されてたんですけども、それは大きく見直されまして、今年度のオープンとなったわけですけども、そういうことで各市町、非常にそういったことでは実情が違います。そして、自治体は、それぞれの自治体が守らなければ誰も応援してくれませんし、力を貸していただけません。だから、それぞれの自治体が一生懸命考えてやっているということだと思います。

また、私も実家が能登川でございますので、月何回かは帰る用事があるんですけども、東近江も6町が合併をいたしました。非常に平米も388平方キロということで、愛荘町の10倍の面積がございます。そしてまた6町が合併したということで、非常に大変なので、交通アクセスはどうしてるんやとか、いろんなことの疑問を、また議員などにも聞きますが、今、東近江ではちょこっとバスというのを運行しております、これ9路線走らせているんですけども、非常に病院の通院とか買物、通学、日常生活に密着したそういうものを確保して、非常にスムーズに運行されておられます。

そういったことで、当町もそういったことは当然考えていかないけないと思うんですけども、僅か38で2町でございますので、2万1,000。そのように考えると、東近江のような米原のような課題はないのではないかと。そういったことから、非常に進捗しやすいのではないかなというふうに私は思います。そしてまた、総務省の人口統計を見ましても、愛荘町は2040年まで1から3万人の人口では減らない町としてカウントされてまして、1から3万人では429町があるんですけど、21団体しか増加しません。しかし、竜王、日野等は30%減ります。また、1万人……。

○議長（河村善一君） 村田議員に申し上げますが、質問は簡潔にお願いして、町長に質問していただきますようお願いいたします。

○5番（村田 定君） それで、豊郷がコンパクトで10%ということで、そういうことで是が非でもこれは進めていかなければならない問題だというふうに思っておりますので、町長にその旨申し上げたいと思います。

次に、大きく2点目の愛荘町の新型コロナウイルス感染症対応、また、アフターコロナ対策についてお尋ねをいたします。

コロナウイルス感染は、まだまだ終息が見えない状況であります。飲食店をはじめ、

観光から製造業、町内多くの事業者に深刻な打撃を与える事態となりました。地方の経済も、一日も早く立て直さなければなりません。第3次補正予算も、国のほうで閣議決定されました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として配分されると思いますが、愛荘町についての金額についてお尋ねをします。

また、新型コロナウイルス感染症対応分と地域経済対応分に予算配分されますが、それぞれの当町の対応政策について、副町長にお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、これまで国の第1次、第2次補正予算に基づき3兆円が措置されたほか、先般の国の第3次補正予算の成立により、1.5兆円が追加措置されることになりました。本町への配分額は、国の第1次、第2次補正予算に基づくものとして約3億3,000万円が既に交付されたほか、第3次補正予算に基づくものとして約1億1,000万円が交付限度額として示されたところです。

このうち第3次補正予算分の内訳については、新型コロナウイルス感染症対応分として約3,100万円、地域経済対応分として約8,000万円が交付限度額として示されたところですが、感染症対応分と地域経済対応分の合計の範囲内で、相互に融通し、事業を計画することが制度上可能となっております。

現在、町におきましては、交付金の追加交付を踏まえ、感染症の拡大防止、ポストコロナに向けた経済構造の転換、好循環の実現を2つの大きな柱として事業の検討を行っているところです。現在、個別事業の精査中であり、具体的な内容について現時点でお答えすることは困難ですが、例えば、感染予防のための備品整備やトイレ等の施設改修、町内中小企業支援策、デジタル化の推進等の取組を実施してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、町は1年間のコロナ禍で何を学び、次の政策にどのように生かしていくのかに関心が高まっています。コロナ禍で表出した課題に対応していく当町の新しい政策、施策についてお尋ねします。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 第1に、マクロの視点として、都市部への人口集中への脆弱性が明らかになりました。密を避けるため地方への関心が高まっており、これまで

転入増が続いていた東京都も直近6か月の間は転出増となり、東京から出る人の流れが加速しています。当町としてもこれを好機と捉え、移住施策の推進、テレワーク等のニーズに対応した企業誘致等の施策を実施していく必要があると考えています。

また、現在の自治体行政というミクロの視点においても、多くの課題を認識させられました。例えば、接触を可能な限り避けなければならない状況下においても、各種手続はインターネット経由ではなく役場で行うことが標準的な事務処理となっており、住民の皆様、職員双方に非常に精神的な負担をかけてしまうことになりました。感染症対策という観点はもちろんのこと、利便性の向上、行政の効率化の観点からも、行政手続のデジタル化、脱ハンコ等の取組は喫緊の課題であり、昨日、徳田議員へ答弁させていただきましたとおり、町としてもしっかりと取り組んでまいります。

最後に、今回のコロナ禍で多くのイベント、催物等が中止となり、地域コミュニティーの希薄化も問題です。町としては、コロナ以前のつながりを取り戻す、感染症対策と自治会活動とを両立させる等の観点から、しっかりと自治会活動、団体活動を支援してまいります。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

国も県も各市町も、令和3年度、大いに積極的予算であります。この内訳は、やはりコロナ対応が大きいのしかかっております。このようにコロナが長引くということは誰も予想していなかったでしょうし、また、このように大きく打撃を与えるということも想像つきませんでした。そういったことで、この危機を乗り切るためには、やはり公助がどうしても必要だと思います。だから、コロナ禍に対する積極的な予算は国民も全く違和感を唱えませんし、また住民感覚としても、生命と暮らしを守るわけですから、それに対しては問題がないと思います。

今後も引き続き積極的な予算執行をし、支援をしていただきたい。特に、第3次の補正でされました事業者、個人、中小企業の事業者の支援金、これにつきましては、第2次当町のアフターコロナでも、補助金としてエアコンとか、また換気扇等々の補助でございましたけれども、一応そういったものはそろえてますので、今求められますのは、事業者としてはやはり支援金だと思います。そういったものの支援をぜひお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま中小企業者への支援金というお話でございました。本当に中小企業、町内の中小企業様におかれましては、コロナ禍の中、大変御苦勞を頂いているというふうに考えております。ただ、国のほうなり県のほうで中小企業の資金面での支援というのが、3年間無利子という中で充実した手当てをしていただいておりますので、今現在、町としては考えてございません。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 町長にお願いいたします。昨日も住民さんからお電話を頂きました。最近また滋賀県の感染者が増えております。そういったことで、いつもテレビつけますと、東京都の知事のいろんな危機感、意識が出てますが、そういったことで、昨日も湖南市のほうで出ました。そういうことで、当町の町長としての、やはり町民に対するメッセージを出していただいて、そしてまた町長からぜひ滋賀県の知事、三日月知事のほうに、県としてそういった危機意識をもう一度きつく持ってもらうように、ひとつぜひ要望していただきたいと思うんですけど、町長いかがでしょうか。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。

やはりこれ、皆さんでしっかりと取り組んでいく大事な、感染症を抑え込んでいく、これ以上広がっていかないというふうにしていかねばなりませんので、様々な機会を捉えながら、それが広報であるのか、またもちろん、これがかなり増加が見られるというような状況があるようなときには、もちろん私からも直接、防災無線という、今デジタルに対応できたものもやっとできましたので、様々そういうような機会を捉えながら、町内の皆様にお願ひ、また啓発、啓蒙ということは、引き続き当たっていきたいというふうに思います。

知事との部分でございますけれども、また4月、新年度がもう間もなくにはなってますけれども、首長会議が定期的に行われております。やはり首長会議の一番の議題、今ありますのはコロナであり、またコロナウイルスへのワクチンであったりということが、議題として非常に大きなものにいつもなっておりますので、引き続きそういうような場面を捉えながら、県からの発信の在り方等々にも必要に応じながら、またお話をしながら、また要望、要請もしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 昨日電話いただいた方も3世代で住んでおるといったことで、非常に、高齢者にするとうような不安もあるので、やはり県、町としても十分発信をお願いしたいということでございます。

次に、感染者の自宅療養者に対するフォローアップについて、健康推進課長にお尋ねをいたします。3点あります。

1日2回のセルフチェックを自宅療養者に依頼するとともに、保健所が電話によりその状況を毎日確認、その際、自分の体調管理するためにパルスオキシメーターを貸出しするようにできないか、お尋ねをいたします。

次に、症状悪化時等の保健所への連絡体制の確保についてお尋ねをいたします。

次に、さらなる緊急時にも対応できる消防本部との連携についてお尋ねをします。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） それでは、お答えさせていただきます。自宅療養者に対するフォローアップについては県、保健所が行っておられますが、滋賀県内で現在、在宅療養者は3月2日時点で3名です。当町はおられません。血中の酸素濃度を手軽に測定できるパルスオキシメーターでの貸出しについては、既に滋賀県で300台確保されており、無症状または軽症で自宅療養と判断された方全員に貸出しはなされております。

次に、症状悪化等の体制についてですけれども、24時間相談体制が整っている受診相談センターへ一報入れていただき、そこから管轄保健所に連絡が入る体制が敷かれております。同様に、さらなる緊急対応を要する場合は、保健所から管轄消防本部に連絡が入り、事前に受入れ病院が確保されておりますので、スムーズな医療機関での受入れができるような体制整備がされております。

以上でございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、大きく3点目のコロナウイルスのワクチン接種についてのお尋ねをいたします。コロナウイルスを終息するためには、専門家のほとんどの人が免疫を持っていないことが分かりました。集団免疫を獲得するためには、ワクチン接種を戦略的に進める必要があると指摘しております。そこで、以下の項目について推進室長にお尋ねをいたします。

アメリカ製薬大手ファイザー製の新型コロナウイルスワクチンが厚生省で承認され

ました。当町でも高齢者から接種開始されますが、住民の一番の関心は、安全性と有効性であると考えます。様子を見て接種をしたいと思ってる人も多いのも事実であります。また、副作用のおそれがあり、腫れや頭痛など、またまれに見るアレルギー反応が出るアナフィラキシー症状も報告されています。厚生省などのデータを含め、安全、有効性についてお尋ねします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 一般的に、いかなるワクチンであれ接種後には接種部位の痛み、発熱、頭痛などが生じる可能性がございます。今回、新たに承認されたワクチンの国内における治験の結果、ワクチンを2回接種した後に、接種部位の痛みが約80%に、37度5分以上の発熱が約33%、疲労、倦怠感が約60%の方に認められていると聞いております。

また、議員お尋ねのワクチンに含まれる成分に対する急性のアレルギー反応であるアナフィラキシーについては、米国において、本年1月18日時点で、約1,000万回接種した後、50例生じたとのデータがございます。ワクチンの有効性に関しましては、発症予防効果が約95%と報告されており、これは季節性インフルエンザの予防接種の有効率40から60%を大きく上回るものとなっております。

町としては、発症や重症化の予防など、ワクチン接種のメリットが副反応のデメリットよりも大きいと考えており、引き続きワクチンの安全性、有効性に関する広報、啓発を行うとともに、接種会場において万が一アナフィラキシー等が生じても対応できる体制を構築してまいります。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、高齢者、当初4,800人と聞いてますが、4月以降順次接種予定されますが、1日何人ぐらいの接種を予定されているのかについてお尋ねします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 現時点の想定といたしましては、1人の医師が1時間当たり30人程度の診察を実施する前提で接種計画の策定を進めております。この想定の下では、例えば平日1.5時間、医師2名体制で実施した場合1日約90名に対して、休日に3時間、医師2名体制で行った場合1日約180名に対してそれぞれ接種を行える計算となっております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今の数字を聞いておりますと、4,800人の高齢者に対していつぐらいまでにできるのか、これ、今のところ2回接種ということを知っているんですが、そこらのところはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） お尋ねのとおり、町内の高齢者が大体4,800名というところで、1人2回接種でございますので、延べ9,600回の接種を行う必要がございます。現時点におきましては、おおむね3か月程度の期間をかけて接種が完了できないかというふうに考えておきまして、ただちょっと接種開始の時期でございますとか、この想定のもとで実際に接種が行えるかどうかというところについては、よくよくワクチンの在庫でございますとか、実際ワクチンの接種を始めてみて明らかになる事象等もございますので、最初はちょっとゆっくりと始めた上で、問題がないか確認した上で、速度を加速させていきたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、接種会場が愛知川公民館1か所であります。車などを持たない高齢者の移動手段についてのお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 当町におきましては、例えば、移動が困難な高齢者施設の入居者に対しては、かかりつけ医等が当該施設に訪問して集団接種を実施する方向で現在検討を実施しておりますほか、例えばデイサービスであるとか小規模多機能型居宅介護等の通所型のサービス利用者に関しましては、その当該事業者が利用者の送迎をする際に、接種会場に寄っていただくなどの対応はできないか、現在事業所等との協議を実施しております。町としては、1人でも多くの住民が予防接種を受けることができる環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 高齢者の施設入所者での接種、これもぜひ検討していただきたい。また、入院や入所先が住民地以外の場合、対象者が希望すれば町外でも接種できるのか。また、住民の移動が多い時期で重なりまして、転入者が非常に多いことか

ら、漏れないように注意を払っていただきたいと思います。移動困難者につきましては、ケアマネジャーが、希望者のニーズを調査把握した上で、接種などの方法を検討できないかお尋ねをします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 例えば町内の高齢者施設でございまして、町内に住民票を持っておられる方であるとか、そうでない方というのが混在をしておりますし、これは他市町においても同様の状況だというふうに認識をしています。そういった場合、例えば、原則としては住民票登録地での接種が原則ではございますが、例えば、そういった高齢者施設に登録している市町村外のところの施設に入居されているけれども住民票は元の市町村に残したままであるとか、そういった場合については、その当該施設が所在している市町村が実施する接種を受けることができるというふうな制度設計にはなっておりますので、そこは逆に町内の施設に入居されている町外の住民の方に対しては接種していくこととなると思いますし、逆に愛荘町の住民の方で、愛荘町外の施設に入居されている施設の方に対しては、当該市町村が接種を実施することとなるというふうに考えております。

また、ちょうど年度変わり、転入転出が多い時期ではございますので、その接種券の発送等に際して、可能な限り住民の移動に対応した形で接種券送付であるとか等、臨時的な対応ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ぜひお願いいたします。

移動手段ですが、車を持たない人はできるだけ乗せてきてもらおうとかいうことをしていかなきゃいけないと思いますし、これ今、これこそ共助、助けるという意味で、そういう地域の方がボランティアで、ぜひしていただきたいと思います。

また高齢者も、家族が送ってこられる場合が非常に結構多いと思うんです、家族とかお知り合いの方が。その場合、その方の滞在していただく場所、それはどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 現時点においては、ちょっとまだそこまで細かい制度設計が、まさに今詰めているところでございますが、例えば送迎をしていただいて、その方が問題なく自力で歩行といたしますか、問題なく支

障なく移動できるといった場合につきましては、基本的には、例えば送っていただいた車の中で待機いただくですとか、それか現在公民館においては、接種後の経過観察として大ホールのほうを使用することとしておりますので、大ホール等で待機していただくということがあり得るのかなというふうに考えております。逆に、ある程度の介助であるとかそういったものが必要な高齢者の付添いということであれば、可能な限りその高齢者の方と寄り添ってといいますか、同じ形で移動していただくこととなるのかなというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、当面供給されるワクチンにつきましては、マイナス70度程度で保管が求められるという特殊性から、集団接種を行わざるを得ない状況がありますが、今後、他のメーカーのものが入ってきた場合、他のメーカーのものに対応していく場合は、対応が可能になれば、移動接種や個別接種なども考えていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 現段階において薬事承認を受けているワクチンがファイザー製のものでございまして、残りのアストラゼネカ社製でございますとかモデルナ社製のワクチンについて、アストラゼネカについては薬事承認の申請が先日出されたというところで、現在審査中というところがございますので、なかなかちょっと仮定の御質問にお答えするというのが難しいところではあるんですけども、ファイザー社製ワクチンのように超低温での保管を要しないワクチンが供給されることとなった場合、3密の防止であるとか利便性の向上のために、個別接種も選択肢として検討していきたいというふうに考えております。

なお、その際は予約の体制をどう取るかですとか、各医院において接種を受けていただくこととなりますので、各医院において、いつ、どのくらいの時間帯で接種を受け付けることができるかであるとか、あと1か所の接種から町内医院各箇所での接種となることから、ワクチンの在庫管理をどうしていくのかといった、体制に係る種々の検討が必要となることから、町医師会等を含め、関係機関と十分に調整を行った上で実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、高齢者が接種終わりましたら、基礎疾患のある人への

接種を開始されると思うんですけども、基礎疾患のある人の把握はどのように当町の場合考えておられるのかについてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 議員お尋ねのとおり、ワクチン接種の優先順位として、国のほうから、まずは今現在行っている医療従事者、その次に高齢者、その次に基礎疾患を有する者というふうにされてございます。この基礎疾患には、例えば慢性の呼吸器の病気、慢性の心臓病、免疫機能が低下する病気等が含まれているところがございますが、各自治体において、接種券を送付する際に、どの住民の方がその基礎疾患を患っているかということ把握することは、現実的に難しいというところでございます。

そのため、基礎疾患のある方の接種については、一般の64歳以下の方の接種が始まる際に、基礎疾患をお持ちの方については、手を挙げて早期に予約をお願いする、いわゆる手挙げ方式というのを取らざるを得ないかというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 特に基礎疾患を持っておられる方は、それぞれどこかのかかりつけのお医者さんがおられると思うんですけども、やはりそういったところで個別受診ができれば、一番基礎疾患の方には安心できるのではないかというふうに思いますので、そういったことも併せて検討いただけたらありがたいと思います。

次に、円滑な接種開始に備えて、接種会場での先行訓練など、実施計画につきましてお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） ワクチン接種推進室長。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 集団接種、これを実施するに当たりまして、我々が現在想定している動線というものが機能するのかどうか、問診にかかる時間として、先ほど申し上げましたが、医師1人当たりで1時間30人というその時間の想定が正しいのか、また、今回のワクチンは筋肉注射で打つこととなりますので、肩の上のほうに接種を行うこととなります。そのため、肩の部分を出してもらうのに、例えばその脱ぎ着に対してどれくらいの時間がかかるのかといったそういった細かい点も含めていろいろ想定していく必要がございます。そのため、様々な手順を実際に考えていくに当たりまして、必要に応じて現場でのシミュレーション等も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

いずれにしても、コロナ感染は過去に経験したことのない大変なことでございます。これは大変な事業ではあると思うんですけども、国費では賄えますが、自治体に作業を任されているわけでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひますし、また、最大限情報を収集し、適宜対応していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開を10時5分とさせていただきます。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時05分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

◇ 伊谷正昭君

○議長（河村善一君） 6番、伊谷正昭君。

○6番（伊谷正昭君） 6番、伊谷正昭です。一般質問を行います。

私は今回、SDGsがポストコロナの道しるべとなる取組について質問をさせていただきます。

SDGs、持続可能な開発目標は、国連で採択されました未来の形で、すべての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、産業と技術革新の基盤をつくろうなど、経済、社会、環境にまたがる17の目標がありまして、2030年までの達成目標を目指しております。誰一人取り残さないために目標を設定し、社会の実現を目指し、達成のための具体策は任されているのが特徴でもあります。ポストコロナ時代に自治体、企業、そして我々個人はどう行動すべきか。感染症への対処、ワクチンなどの医薬品の開発、元に戻るためのレジリエントなインフラの構築、差別の撤廃、廃棄物の大幅削減、そして貧困の解消、これら全てSDGsの目標に含まれているわけであり

ます。

滋賀県では、2017年1月にSDGsを県政に取り組むことを宣言をされ、持続可能な社会を実現するために、人の力でやり、知ること、学ぶことは社会を変革する

ことにつながりまして、SDGsのターゲットイヤーであります2030年、さらにその先、2050年を見据えながら、三方よし、未来よしの滋賀を担う人を育てる未来都市を目指し、取組を進めていくことを宣言されたわけであります。

コロナ禍では、感染対策として人や物の移動を制限され、経済や社会生活に打撃を与えました。この影響は深刻なものであります。さらに、豪雨災害や酷暑などの異常気象も重なりまして、複合的な問題を生み出しておるわけであります。貧困や格差、気象変動など社会に潜在していたゆがみがコロナ禍の危機によって浮き彫りになりまして、ここ、表面化した課題はSDGsで解決を目指しております。ゴールとも一致していると思います。それだけに、対策が不十分で被害が拡大したことは悔やまれますが、重要なのは同じ失敗を繰り返さないことであります。ポストコロナの時代を見据えて、今こそ、持続可能な新しい行動様式が問われているようでもあります。

SDGsの達成に向けまして最も大切なことは、町民一人一人の日々の生活そのものが目標達成につながっていることを、町民の理解を頂くことだと思っております。持続可能な開発目標のSDGsは、誰一人取り残さない理念を掲げまして、持続可能な社会を次世代につなげ、受け継いでいくことを目指しまして、2030年までに達成をします17の目標を示し、既に国、滋賀県でも取り組まれているところでもあります。そこで、1つ目の質問をさせていただきます。愛荘町としても、SDGsに取り組んだまちづくりを具体的に推進すべきと考えるわけですが、このような計画を進めていくのかについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 持続可能な開発目標であるSDGsの、誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂のある社会の実現という理念は、当町が掲げる「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」という方向性と合致するものでございます。そのため、町においては第2次総合計画、それに基づく未来創生戦略、また今年度中に策定予定の教育大綱、教育振興基本計画等を踏まえた各種諸計画においてもSDGsの考えを取り込んでいるところでございます。町としては引き続き、活力あるまちづくりに向け、第2次総合計画を統一感を持って推進していく中で、SDGsを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございました。

それでは、関連しまして2つ目の質問をさせていただきます。SDGsを目指す、誰一人取り残さないというまちづくりに向けまして、町民生活にどのように浸透をさせていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） SDGsの推進、また、持続可能なまちづくりの実現などに当たっては、重要な主体である住民の皆様にもその考え、理念等を御理解いただくことが重要であり、そのためには、議員御指摘のとおり、認知度向上に向けた取組を推進していくことが必要でございます。そのため、町においてはこれまで、例えば県が主催する滋賀×SDGs交流会への参加の呼びかけであるとか、また、SDGsをテーマとした各種セミナーに町職員を派遣するなどの取組を実施してきたところでございます。まちづくりの方向性を示していく中で、住民の皆様にもSDGsの特徴を併せて御理解いただけますよう、認知度向上に向けた取組を引き続き推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。

同じく関連した3つ目の質問をさせていただきます。SDGsを推進する中、町民、企業、各種団体などの連携、協働について、どのように取り組んでいくのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） SDGsの特徴の1つとして、全てのステークホルダー、利害関係者が役割を持つ参画型という点が挙げられます。これは、SDGsを推進するに当たっては、行政だけではなく住民、企業、各種団体等の多様な主体との協働の下に行うことが重要ということの意味するところでございます。

町においては、そうした観点も踏まえ、SDGsにおける官民連携を強化するため、普及促進活動、マッチング支援、分科会開催等を実施する、政府主催の地方創生SDGs官民連携プラットフォームに参画をしているところでございます。また、SDGsを原動力とした地方創生を進める観点から、地方創生施策の評価、検証を行う町の未来創生会議には、産官学金言労士の各分野代表及び公募委員から構成をしていただいているところでございまして、このようなどころも含めて多様な主体との協働に努

めておるところでございます。町といたしましては、今申し上げたこうした取組等も含め、引き続き各分野と連携したSDGsの推進を行ってまいります。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。

それでは、今の関連して再質問を、経営戦略課長にお尋ねをしたいと思います。

SDGsは世界が共通して抱く目標といたしまして、町政に携わる行政職員の方々も知ってるべきと考えるわけであります。このSDGsを意識して日々の業務に取り組むことは、世界的共通の目標に向かっているという意識醸成を寄与することであり、職員の方々の使命感や士気の向上につながるのではないかと考えるわけであります。職員におけるSDGsに対する認知度についてどのようなお考えか、お示しを頂きたいと思っております。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

SDGsの取組の考え方につきましては、近年いろんな媒体を通しまして耳にさせていただいております。また、国とか県におきましても、SDGsについての情報提供といいますか、取組等についても、各分野においてそれぞれ通知のほうをさせていただいたりとかしていただいている中で、日々の業務において、様々な方法で取組をさせていただいているところでございます。

今後、県の研修等の開催、また国の研修センターもございますけれども、JIAMというところがございますけれども、そういった中でSDGsという、そういったテーマがございましたら、積極的に研修に参加する等とかというところで、職員の認知度も上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 今のお話ですと、まだまだ職員さんには認知度が低いというところかと考えます。そして、そうしますと、今後は職員における認知度を上げていくべきだというふうに思うわけですが、職員のSDGsに対する認知を図る必要性についてどのように認識をされていますか。また現在、何か職員に対する啓発活動であるとか、周知活動は何かしておられるかということについて、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えさせていただきます。

先ほどもちょっと言わせていただきましたように、それぞれ所属におきまして、国のほうとか、国、県からでございますけれども、様々な情報提供がございますので、そういった部分の中で、それぞれが各分野において、現在、いろんな分野で取り組んでいるという部分がございますので、そういった部分を、今後さらに充実をさせていただきながらですけれども、SDGs についての内容等についても、それぞれ学習を深めていくように、研修とともに、参加を今後積極的に進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 次の質問に移ります。

前回、私が1年ほど前に一般質問をさせていただいた中で、SDGsの目標を推進するための認知度向上に向けた取組について質問をさせていただきました。このときの答弁は、幸せを実感できる町を実現していくには、経済、社会、環境のバランスを図る総合的な取組であるSDGsの特徴を生かしていき、まさに地方創生の実現を資するものである。町全体、統一感を持ち、効果的な持続可能なまちづくりの方向性を示していき、町民にSDGsの特徴を併せて理解をしていただき、認知度向上に向けた取組をしていくというお答えでもありました。

もう1つの質問では、SDGsの理念を、先ほどおっしゃいましたように、第2次愛荘町総合計画に取り入れているのかにつきましての質問では、総合計画の目的及び方向性は、いずれもこのSDGsが目指す誰一人取り残さないという社会の実現を寄与するものでありまして、理念が反映をし、加えて計画策定のプロセスにおいては、住民に寄り添った幅広い世代を親しむ計画を意識し、活力あるまちづくりに向けまして、総合計画を統一感を持って推進をしていき、SDGsも併せて推進をするというお答えでもありました。

そこで、1つ目の質問をさせていただきます。町民に効果的かつ持続可能なまちづくりの仕組みをどのような形で示しているのか、また、どのような啓発活動をされているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） 先ほど御答弁をさせてい

いただきましたとおり、まずはSDGsそのものですか、その立脚する考え等について、認知度の向上を図っていく必要があると考えておりました、様々な機会を捉え、広報啓発等を実施してまいりたいというふうに考えております。

また現在、町においては、先ほど申しあげました様々な各種計画の策定を行うに際して、多くの計画で、概要版を作成することで住民の皆様が分かりやすい形での問題意識、方向性等の共有に努めておるところでございますが、引き続き、住民目線に立った情報発信を行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、SDGs及び持続可能なまちづくりの実現のためには、行政のみならず、様々な関係主体の参画が必要でございますので、そのための啓発に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 次の質問に移ります。

3つ目の質問になるかと思いますが、環境か経済かという2つの両立を据えられた環境問題は、気候変動が原因と考えられます。自然災害の多発や感染症の蔓延などの状況を見ますと、もはや環境問題は、経済発展と対極することではなく、むしろ維持していくためにクリアしなければならないと思うところであります。国においても、昨年10月に、菅総理大臣が2050年には温室効果ガスゼロを宣言されまして、国際情勢変化の中におきましても、滋賀県愛荘町としても、気候危機への対応について強い姿勢を示すときではないのかなというふうに考えます。

このコロナ禍から、経済復興のための1つのキーワードとして、グリーンリカバリー概念がございます。これまでの新型コロナ対策、経済再生は、脱炭素化に向けましたメニューは大変乏しいものが現状かと思いますが、子供や孫が生きていく環境をつないでいくために、最後にして最大のチャンスというふうに私は思っております。このコロナ禍を見据え、しっかりと予算などに充てていくことを求めるところであります。

二酸化炭素は地球温暖化の原因と考えられます。そのために、二酸化炭素の排出量を可能な限り減らし、脱炭素社会を実現することが地球環境を守るために重要であります。このことは、日本また我々地域全体で取り組むことでありますが、これらのことを実現していくには、我々地域から、また愛荘町から計画を実施していかなければならないと考えるわけであります。

そこで質問をします。気候変動及びその影響を軽減する脱炭素社会に向けまして、積極的に取組を行うことにつきまして、内外に対しまして、明確な意思表示を示したい、求めたいというふうに思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 脱炭素社会の実現は国際社会共通の目標であることに加え、我が国においても、昨年、菅総理が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、昨年末には2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定されました。

地球温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入しています。町としても、持続可能なまちづくりを希求するに当たり、こうした時代の潮流を着実に捉え、脱炭素化に向けた取組を積極的に進める必要があります。既に実施している温室効果ガス削減に向けた取組を継続するのは当然のこと、温暖化対策を経済と環境の好循環をつくっていくための産業政策として捉えていくことも必要と考えています。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 次の質問に移りたいと思います。

このSDGsの取組は、地域の時代における自治体経営と魅力向上につきまして、数年前から、企業経営におきましては環境、社会的責任、企業統治を掲げた企業活動が避けられない情勢となりまして、最近では、地球温暖化に伴う異常気象や海洋汚染などの問題もクローズアップされてまいりました。身近なところでは、廃プラ問題を発端にレジ袋の有料化、ストローの植物性なり、この変化は身近なところにも多く見られるようになりました。また最近では、企業の広報、また新聞広告、テレビなどにも目につくようになってまいりました。

国が主導するSDGsの未来都市では、県内では滋賀県、そして湖南省が選定をされ、補助事業等にも展開をされておられるところではありますが、今後は全国的な潮流から、自治体経営の上からも、取り組むほうがよいから取り組まないと相手にされない、こんな時代が来ると思われます。

そこで、質問をします。自治体経営と魅力向上におきまして、とりわけ、シビックプライド行政の面で、SDGs未来都市は、今後多くの自治体が計画をされていると

思います。我が町、愛荘町も取組の認定を目指すべきと考えますが、町長の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） SDG s 未来都市は、SDG s の理念に沿った基本的、総合的取組を推進しようとする都市、地域の中から、特に経済、社会、環境の3側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市地域として選定されるものです。

選定に当たっては、自治体全体でのSDG s の取組に関する全体計画及び自治体SDG s モデル事業の3か年計画を提出する必要がある、特に行政のみならず、住民、事業者、各種団体等との連携、経済、社会、環境の各施策分野間の連携事業の実施等の取組が要件となっています。当町においては、まずは町におけるSDG s の認知度の向上、まちづくり施策を進めていく中での全庁的なSDG s の視点の確保等を行っていくことが必要と認識をしており、将来的なSDG s 未来都市につながる各種取組を推進してまいりたいと考えております。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 次の質問に移りたいと思います。

このコロナ禍におきまして、外出自粛とか飛沫防止などのために人々とのコミュニケーションが減少しまして、諸所の不都合が生じ、コロナ禍は人と人の分断を促進し、その結果、人々のつながりが希薄化になってきております。感染よりも怖いのは、生活様式に関わる文化的な危機であろうかと思えます。コロナ禍のピンチは、人々を分断し、時代の風潮を変えるチャンスの一つになるかと思えます。3密を避ける必要性が言われているとき、人と人の距離を密にすることはできませんが、物理的な距離ではなく、私は最も大切なのは心の距離であるというふうに考えます。コミュニケーションが減少する今、この時代の風潮を変えられるかもしれません。他人への配慮や関心があれば、3密が避けられますし、他人を思う心の距離を縮めることも大切だと思います。

ここで質問をさせていただきます。こんなとき、地域社会において安心安全なまちづくりの実現を目指しまして、町民の生命と財産を守るために、健康、福祉対策や防災、減災などの対策など、地域のコミュニティーの弱体化が喫緊の課題であろうかと思えます。このことは、地域コミュニティーの復元力を高めることだと思えます。こ

のことにつきまして、町長の思いと、対応策があればお伺いをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 地域コミュニティは、地域の発展、安心安全なまちづくりの根幹を支える上で大変重要な存在であると認識をしております。しかしながら、議員御指摘のとおり、今般のコロナ禍により多くのイベント、催物等が中止を余儀なくされ、これまで当然のものとしてきた地域のつながりが希薄化する懸念が生じております。そのため町においては、コロナ対策として、今年度、自治会における感染症対策に関する経費等を補助する事業を実施し、既に多くの自治会にて御利用をいただきました。

町としては、引き続きコロナ以前のつながりを取り戻す感染症対策と自治会活動を両立させていただき、その観点から自治会の取組をしっかりと支援をしてみたいと存じております。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。それでは、再質問という形でまちづくり協働課長にお尋ねをしたいと思います。

今年度の重点施策の取組として、継続事業ではございますが、地域が元気に輝くコミュニティの活動推進事業がございます。これはずっと、次年度も計画が進めておられると思いますが、各自治会におきましても展開をされる自主的、自発的なまちづくりの活動の定着と地域住民における活気あふれたまちづくりを促進するため、自治会ごとの地域まるごと活性化プランの作成を推進し、創意工夫による活発なコミュニティの活動を促進するとともに、多様な人材の協働による個性と魅力あふれた地域づくりの事業に取り組むというところで、1つは、地域のまるごと活性プランの事業とか、地域、実情を把握しながら共有するための地域のカルテの作成、そしてまた、住民向けの地域づくりの研修、地域未来塾の実施などが挙げられておられますが、この数年、この事業についての取組についての実績と、どのように検証をされていくかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（河村善一君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 各自治会において展開されている住民の自主的、自発的なまちづくりの活動の一層な定着という部分、また地域住民による活気あふれるまちづくりの促進という部分を推進するために、地域が抱えます地域課題の解

決に向けた取組、地域からの解決に向けた取組につきまして、町としてもその伴走をしております。

取組の方向性といたしましては、自治会情報を聞き取った地域カルテのほうを今現在作成をしております。また、その現状に、課題に応じた情報の提供を行うということと、まちづくりへの関心を高めるということを進め、次の段階になった段階で説明会、地域へのまるごとプラン、活性化プランの事業の概要等の説明会を実施し、この取組を進めていただくようにします。その後、自治体的に、動きのある自治会につきましては行政のほうに寄り添い、プランの策定を一緒に進めていくこととしております。

実績といたしましては、本年度3自治会が、このプラン策定に取り組んでいただきまして、1自治会がプラン作成の最終段階に入っているような状況でございます。そのほか、これまで自治会のほうに、5自治会に向けて、この事業の概要であったり地域の実情について御説明をさせていただきました。さらに、新たに本年度、2自治会において事業の概要を説明をさせていただいたような状況になっております。

また、説明させていただいた自治会につきましては、例えばその地域、住民を対象とした空き家マップの作成であったり、自治会としての形というものを整えるために、認可地縁団体の設立といったものを進められる集落、またほかの集落におきましても、高齢者の見守りに取り組むという意味でアンケートを実施し、さらには住民による火災報知機の設置を行うといったことの活動につながっている自治会もございます。さらには、地域の防災力を高めるといったことの必要性を地域の中でお話をされまして、自主防災組織の設立に取り組むといった事業、活動につながっているというようなケースもございます。コロナ禍におきまして活動自粛した自治会がある中で、新たな自治会の活動スタイル等を検討されている地域もございます。

今後、プランの策定の推進と併せまして、地域の活動の活性化を支援していく必要性について検討する必要についても、そういったことも進めていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（河村善一君） 6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） ありがとうございます。

今のお答え、答弁によりますと、愛荘町の各自治会、あまりにも参画というんです

か、活動されている字が少ないというふうに考えます。今後は、ぜひもっと活動の字を多く増やしていただいて、コミュニティーの活動が活発になるように努めていただきたい、こういうふうに考えるわけでございます。

感染対策には地域社会が、協調が必要であるように、ポストコロナ時代に必要なのは、先ほどから何回も申し上げておりますように、誰一人取り残さないというこのSDGsの理念にほかならないというふうに考えますが、繰り返しになりますが、SDGsのゴールは、ポストコロナに求める新しい行動様式と一致をしているように思われます。国、また自治体、企業、町民の方々がSDGsの視点を持っていることが、感染症や自然災害のリスクに打ち勝つ持続可能な社会をつくる道しるべとなることを御期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（河村善一君） 以上で、6番、伊谷君の一般質問は終わりました。これで一般質問を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を10時50分から行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号～3号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 日程第2、同意第1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第4、同意第3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 有村国知君登壇]

○町長（有村国知君） それでは、同意第1号から同意第3号について説明をさせていただきます。

議案書1ページ、同意第1号から3ページ、同意第3号の議案は、愛荘町固定資産

評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。愛荘町固定資産評価審査委員会委員を選任すること……。

○議長（河村善一君） 本来、町長、そこでしゃべってもらおう予定やった。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 日程2、同意第1号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、日程第4、同意第3号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） それでは、同意第1号から同意第3号について説明をさせていただきます。

議案書1ページ、同意第1号から3ページ、同意第3号の議案は、愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。愛荘町固定資産評価審査委員会委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

愛荘町固定資産評価審査委員会委員の要件は、地方税法第423条第3項及び愛荘町固定資産評価審査委員会条例により定められており、3人の委員で組織し、その任期は3年であります。現委員が、本年3月31日で任期が満了となりますので、次期委員の選任同意をお願いするものです。

1ページ、同意第1号を福原由弘氏。住所は議案書に記載のとおりでございます。昭和21年9月20日生まれでございます。現在、愛荘町固定資産評価審査委員会委員長であり、6期目の再任をお願いいたします。

2ページ、同意第2号を前川豊美氏。住所は議案書に記載のとおりでございます。昭和23年11月25日生まれでございます。現在、愛荘町固定資産評価審査委員会委員長職務代理者であり、同じく6期目の再任をお願いいたします。

3 ページ同意第 3 号を西村繁久氏。住所は議案書に記載のとおりでございます。昭和 40 年 1 月 21 日生まれでございます。5 期目の再任をお願いするものでございます。

いずれの委員につきましても、人格が高潔で、固定資産の評価について識見を有しており、専門的な立場から意見が求められると考えられ、適任と考えております。また、地域バランスも考慮しておりますので、同意につきましてもよろしくお願いいたします。

なお、任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） 本件を含め、4 件の人事案件の質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

これより、同意第 1 号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第 1 号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第 2 号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第 2 号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に、同意第 3 号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第 3 号 愛荘町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意すること

に決定しました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 日程第5、同意第4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） それでは、同意第4号について説明をさせていただきます。

同意第4号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現委員でございます澤田好子氏が、令和3年3月31日で任期が満了することから、新たに西川武士氏を愛荘町公平委員会委員にお願いするもので、地方公務員法第9条の第2項及び愛荘町公平委員会設置条例に基づきまして、町長が議会の同意を得て選任することからお願いするものであります。住所生年月日は、議案書に記載のとおりであります。

西川武士氏は、町内企業に取締役として勤務され、また、公正採用選考人権啓発担当として活躍されてこられました。人事部門については経験が豊富であること、また、人格高潔で地方自治や人事行政などに識見を有しておられ、適任と考えております。

任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日まででございます。何とぞ御同意を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） 人事案件につき、質疑、討論を省略し、これより、同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、同意第4号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第6、承認第1号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、承認第1号を御説明させていただきます。別冊、補正予算書（専決）と書いている書類と1枚物でございますけれども、別添資料の概要でございます。1ページをお開きいただきたいと思っております。予算書でございます。1ページをお願いいたします。

令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,422万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億7,291万8,000円としたものでございます。

今回の補正の主なものは、国の新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う体制確保に要する経費で、国の全額補助によるものでございまして、既に2月9日付で専決補正をさせていただいているものでございます。予算書、事項別明細書は6ページでございます。6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金7節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金1,422万9,000円の追加は、国の新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う体制確保に対するもので、補助率は10分の10でございます。

次に、歳出7ページでございます。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業として報酬55万7,000円、共済費9万1,000円、旅費4万3,000円につきましては会計年度任用職員1名分の経費、需用費50万円、役務費128万4,000円はワクチン接種に係る通知の郵送代等、委託料909万4,000円につきましてはコールセンターの設置及びシステム改修に伴う委託料、備品購入費266万円は会場設営に係るパーティション等の備品購入費で、総額1,422万9,000円でございます。これは国の新型コロナウイルスワクチン接種に伴う事務事業経費でございます。

以上、専決補正予算の報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、承認第1号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）の専決処分につき承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第7、議案第1号 愛荘町債権の管理に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書と、それからあと改正条例等の説明資料を用いて御説明を申し上げます。議案書は6ページでございます。改正資料につきましては、1ページをお願いいたします。議案書6ページでございます。

議案第1号 愛荘町債権の管理に関する条例についてでございます。今回新たに愛荘町債権の管理に関する条例の制定をするものでございます。

町が金銭を徴収するものはその全てを債権として取り扱い、その内、税や介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料などは、おのおの法律に基づいてその取決めがなされておりますけれども、定めのないものについては、この条例により取り扱うこととなります。

具体的なものとしましては、学校給食費、町営住宅使用料及び町営住宅の駐車場使用料、住宅新築資金貸付金などが該当をいたします。これらに未納があった場合は、地方自治法及び地方自治法施行令における債権の取扱いに関する規定に従って適切に対応する必要があります。しかしながら、全国で多くの地方公共団体では、今回このような条例等で、債権取扱いを別途定めて整理をしているところでございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、制定する理由でございますが、愛荘町債権の管理に関し、地方自治法240条第1項に規定する金銭の給付を目的とする町の債権に関し必要な事項を定め、その管理の適正化を図ることを目的とするものでございます。

次に、条例の要旨でございますけれども、第1条では目的、第2条では定義、第3条では他法令との関係、第4条では町長の責務、第5条では台帳の整備、第6条では督促、第7条では放棄、第8条では報告、第9条では委任でございます。

特に、第5条では台帳の整備に関する規定を設けて規則で定めることとしております。

また、第7条では債権の放棄について規定を設け、第5号では地方自治法施行令第171条の5に規定する措置を取った場合において、当該措置を取った日から相当の期間を経過した後においても、なお同条各号のいずれかに該当し債務者が履行する見込みがないと認められるときとしておりまして、相当の期間につきましては、規則で定めることとしております。

第8条では報告として、町長は前条第7条の規定によって債権を放棄したときにはこれを議会に報告するものでございます。

また、第9条では条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることとしておりまして、先ほど申し上げましたけれども、愛荘町債権の管理に関する条例、施行規則ということでございまして、第2条では台帳の整備、第3条では徴収停止後の期間としまして、相当期間としまして1年をとるものでございます。

また、第4条では報告として、第8条に規定のとおり、議会へ報告する事項を定めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。この条例につきましては、以前から給食費をはじめとしていろいろと問題がありました。やっぱり早急に作成をとというように、今年度中には何とか作成すると、こういうようなお答えを頂いておりまして、歓迎するものでありますけれども、やはりこの中で、先日の全員協議会の中

で、延滞金の規定がないじゃないかというような質問をいたしましたところ、副町長のほうから、ほかの条文等の準用によりまして、延滞金も当然に対象となる。これは負担の公平さから副町長おっしゃってることは当然のことだろうと思います。

ところが、その後ちょっと調べてみましたら、町のこういう法令に基づかないようなところの債権につきましては、やっぱり条例で定めなければならない、こういうようなことのように私は理解をしたわけなんです。地方自治法の231条の3の第2項、ここに条例で定めなさいと、こういうようなことが書いてありましたので、別途、延滞金につきましては、条例で定めなければならないのかなというような思いがしています。この解釈が正しいかどうかという問題点はあるんですけども、まず、この延滞金の取扱いにつきまして町長はどのように考えておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） まず、延滞金という観点の部分にお答えを申し上げます。給食費等は地方自治法第240条の規定により債権となりますが、私債権とされるため、延滞金については、民法第419条が適用され、損害賠償として請求をすることができます。町税や介護保険等については条例で定めがあるものの、私債権となる学校給食費、町営住宅に関しては定めがなく、新築住宅資金貸付については、遅延損害金の規定はあるものの、徴収していない状況であります。

私債権である給食費などの遅延損害金の徴収については、全国的には、ほとんどの団体で徴収をされていないというのが実態でございます。これまで法令に基づく督促など適切に行っていなかった等々、以上のことを踏まえますと、徴収することは難しいというふうには考えてはおります。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 確かにおっしゃるとおり、税務部門につきましては、一定の法令に基づいて徴収してるところには専門、知識もしっかりと持っておられますけども、そのほかの部署で、それだけの徴収に対する知識をとすることは非常に難しいだろうと、こういうようには理解しております。

ただ、そこでお尋ねしたいのは、こうやって町の条例で定めた中で、法令に基づくやつについては延滞金を取りますと、法令に基づかないところのやつについては延滞金は取りませんと、税というのはやはり公平感が一番大事ですから、この公平感を

まずどのように考えていくのか、ここが基本になると思うんです。ほんで、ここをしっかりとした考えを持ってこない、やっぱりこの条例自体には未熟さが残ってくるのではないかと、こういうように思うわけです。ほんで、その点をまず町長としてどのように考えておられるのかということと、もう1つは、今言いました話の延長になりますけれども、法に基づくやつは取る、そうでないやつは取らないとなって、これが要するに、皆町民に行き渡れば、給食費は納めなくても、将来不納欠損にもなるやろし、延滞金も取られへんねやと、こういうふうなことになってきますので、非常にこの徴収においても支障が出てくるのではないかと。町の債権の扱いとして、その辺りもきちっと考えておかなまらずいではないか。こういうように思っていますので、まずその2点につきまして、ここはこの条例の根幹に係ってくるところだと思いますので、その点どう考えておられるのかお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 実は、西澤議員が本当にこの分野は関心を持っていただいて、やはりその負担の公平性と、正直者がというところがあるのか、それぞれに困難などというところもあるのか、背景はいろいろあると存じますけれども、公平性ということをおっしゃっていただいている部分が大変重要だというふうに私も捉えております。

この部分に関しましてなんですけれども、まずは延滞金というところがございます。延滞金ということも、これ、課題としては確かにあるというふうに私は感じていますとともに、今回の条例の制定によって債権の本丸というか元本というか、そこの部分をまずまずしっかりと徴収をしていく、お支払いを頂くということが、公平性の第一義として大変重要だというふうに思っております。今までの時点におきましては、この元本というか債権の本丸自体さえも回収ができてない、徴収ができていないということでもございましたので、いわんや、それが元本が徴収できてないということは延滞金さえも、お願いというか徴収する段にも当然至っておりませんでしたので、延滞金に関してということの徴収に関してはもちろん課題としてございます中で、元本をしっかりと、管理をしながら、その徴収を今後しっかりとできるように進めてまいりたいというように考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。

これ、やはりこの条例をつくることによりまして、今までよりも1歩、2歩前進す

る取組になってくると思いますので、私は非常にこれには歓迎をしてるんです。ただ、今言いましたように、そういうような、根本的なところで不合理さが出てくると、そこを心配しておりました。

それで、その根幹の部分は延滞金云々ということもありますけど、1つはやっぱり督促やと思うんです。ほんで督促が、日頃どれだけ要するにしっかりと対応するかというところが1つのポイントになってくると思うんです。税とかほかの法令に基づくものにつきましては、きちりと滞納処分もされてます。ところが、それ以外の要するに町の債権については督促が十分できてない、取組が十分できてない、そういうところが、今までにこうやって、例えば給食費ですと、もう500万円を超えるような状態というようになってきてますから、やはりその担当課が、全部に任せるんじゃないで、自分の所管してるところはしっかりと債権管理をやって、そしてから1つは、滞納があれば、そこには、その方について取り組んでいくと。いろいろ事情を持っておられますから、その事情なんかもどういような事情があるかというところも酌み取って対応していくと、こういうところが大事だろうと思えます。ほんでそれを、この条例の中には放棄ということもありますけども、そういう実績、経過をしっかりと残して、放棄するときには時効が来てるかどうかというようなところも踏まえて、議会としては審査をしていきたいと思えますから、その辺りの日頃の取立てをひとつしっかりとやっていただきたいということを申し上げたいと思えます。

今度は、総務政策監にお尋ねするんですが、この条例が施行されますと、民法適用ということになって、5年間というやつが出てくると思うんですけども、どういうふうにその辺りは影響が出てくるのかということと、現在、町においては、これに該当する債権はどのような種類でどのくらい残ってるのか。これをぜひとも今日この場で、急にこんな数字的なことを求めても無理ですから、今議会中に、どういう債権が一体幾らぐらいあって、例えば給食を例に取りますと、いつ、何年度が何件で幾ら、何年度は何件で幾らと、こういうようなやつがやっぱりこう出てくる。そうすると、平成20年ぐらいからたしかあったと思うんですけども、そういうような一度、滞納状況の一覧、未納状況の一覧というのを、議会のほうに示していただきたいと思えます。

それだけをお願いして質問を終わりたいと思えますが、ちょっとその回答だけは求めます。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず、督促の関係でございますけれども、履行期限までに履行されない場合につきましては、期限を指定して督促をするということで、これは地方自治法の中で明記をされておりまして、それに基づいて強制執行ということで、今後はそれが前提とまずなるというようなことが1点ございます。これによって、督促によって時効を中断する効果があるというような意味合いがあるかと思っております。

それと、あと種類でございますけれども、公債権とそれから私債権ということで、私債権の種類でございますけれども、愛荘町で該当するものとしまして、本当に大きなものとしまして、先ほどから言われてます学校給食費、あるいは町営住宅使用料、それからそれに伴う駐車料、それからあと、新築住宅資金貸付金等について、私債権ということで取扱いをさせていただいておりまして、金額につきましては、後の、また委員会等でお示しをさせていただきたいということでよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 委員会じゃなくて全員に出してほしい。

○総務担当政策監（上林市治君） 分かりました。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今、そうした料、使用料等に、それは当然滞納は、基本的にはそれは納入するのが義務であるわけで、ただ、1つ懸念があるのは、給食費は当然費用として負担をせざるを、保護者として負担する義務を負うんだけど、まず、給食そのものがどういう位置にあるのかということを知ってほしいわけです。要するに、先生方については給食も含めて学校教育の1コマだという捉え方であるわけで、ですから、そうした給食そのものも本当に大事にしなければ、子供たちの成長で、よりどころになる。それは子ども食堂にも表れているわけですが、ですから私は、ここで債権の管理に関する条例そのものは必要なだろうと、時として。しかし、これが怖いのは、先ほど政策監も言ったように、強制執行することによって、時効の中断とかそういうことになり得るといふことになれば、要するに子供たち、給食費だけで限定すれば、家賃とかはまた変わってくるので。

そのときに問題になったのが、子ども手当を、入ったら、一旦通帳に入るとその家

の保護者の資産にみなされて給食費を徴収するというふうな事態が起こって、結果として生活が困窮に追い込まれるということで、この条例によってどういう配慮が起り得るのか。要するに私は、7条の1号というのか、そういうところを、本当にどういう意味をなすのか。いや、私自身が、本当にそこが、子育ての中でこの条例ができることによって、そうした補助金や給付金、去年でも10万円入ると。それはもう資力があるので滞納を整理させていただくというふうな行為にならないのかどうか。その使い方というか、この条例を行使する考え方というのか、ガイドライン、どういふものを議論されているのかお聞きしたいんです。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 今の7条の1号ということでお尋ねですけれども、詳細な議論については、まだ実際のところしておりませんが、一般的な取扱いとしましては、強制執行の場合については、民法の適用ということで訴訟手続ということになるかと思っております。そこで、通常ですと、公債権の場合については、国税徴収法によってそういった財産調査をして行っていくというのが通例でございますけれども、私債権についてはそういうことができないということになってございますので、そういった手続を踏んでいくということになるかと思っております。

その中でも、そういったことを行った上で、そこは判断の材料として、町としてどういふようにやっていくかということの方角づけをしていかなければならないと思うんですけれども、何が何でも全てそうやってそういう訴訟をしていくのかということになればそうではなしに、やはり一定そういったルール的なものを決めてやるということをお願いしていくということになるかと思っております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 本当に、給食費の部分だけは、本当に大事に扱ってほしいというか、デリケートな部分もかなりあると、滞納者というか未納者のところでは。ですから、私は、本当に学校の先生方、関係者の意見も添えて、そうしたものを要領というのか要綱に、そういうものが、今条例だけなので要綱のほうで、町長が認めた場合は配慮するとかいうふうなものがつくられているのかどうか。少し、本当にこの給食費だけは大事に扱いたいんです。だから、強制執行だ強制執行だといって、現実的に、全国的には、子ども手当金が押さえられたとかいうのが実例があるので、だから条例、今ここの議論はいいんですが、これがまた引継ぎ事項で薄まっていくという

ことが非常に怖いんです。ここで今議論してるうちはそういう意識を持ってもらえるんだけど、結局はそれが、年度を負うごとにこの条例だけが強く押し込まれていく。こういう懸念を非常に持つので、要綱ではどういうふうなものをつくられようとしているのか、もうつくられているのか、少しお尋ねをしておきます。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま、生活に厳しい方とか、そういった方への配慮がきちんと担保されるのかというお話かと、それについて要綱のほうで定めるべきだという御趣旨での御意見だというふうにこちらの解釈させていただきました。

今回、債権の管理に関する条例によつての第7条第1号ということになってくるんですが、放棄ということで、町長が、債務者が無資力またはこれに近い状態にあり資力の回復が困難で履行する見込みがないと認められるときについては、この条文に基づいて、それぞれの生活の状況なり、資産の状況なり、それぞれ違うかと思ひます。そして、そういったものはそれぞれ個別にしっかりと経過も含めて見ながら、最終的にこれに基づいて放棄をするという手続というふうになっておりますので、あえて要綱に書いておらなくても、この条例で逆にむしろ定めてるというふうに考えております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） いや、7条は放棄をうたってるんです、町長の。私の言ってるのは、その放棄をするまでの5年間の間、もしくはその時効後のどう処理がするかということ。当然、保護者は自分の子供がお世話になったから、多少時間ずれて納められるということはあるでしょう。保護者という思いで持てば、我が子のことを思えば。だから我が子のことなんで、何においても優先して払おうとするのが保護者であり親です。

ここは7条をうたってるので、そういう資力がなかったら、私の言ってるのは、子ども手当とか、去年の例であつたら10万円の給付金が下りたら、一旦は入ったんでそれは資力にみなすという解釈にならないですかということをおは懸念してるわけです。生活支援、子供を育てるために手当金が頂いているのに、滞納があるから頂きます。税の執行とまだ違うので、私の言いたいのは。

ですから、そこが担保していただけますかということをおは今、質疑の中で確認をしてるんです。何が何でもという対応を取らない。だから、具体的に提案しました。子

供の置かれてる環境を、先生方の意見も添えて、そういう書類があれば配慮をする。一旦は滞納ですから、未納ですから、書類として残っていきます。それは、保護者の熱意、誠意をどのように示されるか、そこはあるんですが、我が子のことです。だから、私は強制執行的なことをされる可能性があるから、全国で起こってるから、今確認をしてるんです。7条1号は今、放棄を言ってるじゃない。放棄するまでの間にあり得ることを想定して、想定は議論にならないというんだったらそれまでですけど、今までそのまま放置してたんでしょう、いろんな理由があつて。だから、私はそこを要綱内で押さえてほしいと、町長が認めた場合。当然そこには条件がつくでしょう。その条件を付したときは、町長が認めた場合は、放棄を認めるのではなくて、その時効的なのか、延滞、未納を認めると。強制執行をしないということです。そこが担保できるかどうかです。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） ただいま、法令の部分ではなくて、運用面でもしっかりと担保をとってお話かというふうに、御意見だというふうに考えております。それで、今回条例を制定しまして、その後、よりそれぞれの債権ごとに、こういった手続で徴収を進めていくかという中のマニュアル的なものも、整備が必要というふうに考えております。そして、その中でどのタイミングで督促をしたりとか、そしてあと、給食費に関しては、やはりそれぞれ、学校も関わって、そしてお話もしながら、徴収という場面も出てくると思いますので、そういった流れ的なものを整理していく必要があるというふうに考えてございます。ただ一定、それぞれ関係機関との調整も含めてやるということは、マニュアルの中で書けるのかなというふうには考えておるんですが、この場合については、もう放棄するというようなところまでは、やはりそれぞれの事情が違いますので、そういった関係機関との連携も含めて、最終的にそれぞれの状況を踏まえて、そして条例7条第1号に基づいて判断をするということになろうかなと。ただ、言われた御意見の趣旨は分かりますので、一定、何らかの形でマニュアルというのも作成していきたいというふうには考えてございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） できていない要綱の話の議論で今、当然条例の提案ですから、今言われるように、何条に基づいてどうのこうのとかいう議論になったほうがいいんだろうと思うんです。ですから、要綱で一定私の今進言している、提案している

ことを配慮をしていただけるという解釈でいいということですね、運用のところ。

要するに、私が一番怖がってるのは、子ども手当などで資財があると、資力があるという認定で行動されたり、それは、そういう行動を起こす場合でも、学校の、要するに第三者のそういう意見も酌み取って行動を起こすとかしないとかかんとということ言ってるんです。町の判断でこの条例だけでば一っといくというのを一番懸念してるんです。

ですから、本当に生活を、子供を育てるために必死になっている親、保護者の救済も要るんだということです。その部分、給食費の部分、家賃とかそれはまた姿勢の問題が出てくるだろうけど、教育、給食費については、ちょっと教育上のところで、そういう実際問題、聞くというのは今、条例提案なんで、ちょっと違ってくるんで、トーンが。ですから、私は、副町長にそこまで言っていただけるんだったら、要綱のほうで、町長が認めた場合とか、そういう文言は入れていただけるんですかということの確認をしているわけです。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 要綱のほうで定めるべきだというお話でございますが、この条例7条で、町長が認める場合は放棄できるというものになってございます。ただ、実際にどうした場合に認めるかということに関しては、やはりそれぞれの生活の状況なり資力の状況なり、そういったことも含めて、判断をベースにして行うこととなりますので、この条文に基づいて、そういった判断、いろんな状況を把握した上で対応するということになろうかと思っておりますので、あえて要綱で同じように定める必要性というのがないのかなというふうに考えてございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） どうしても納得できないんで。要するに、子ども手当、給付金、去年の例でいけば給付金、そういうものは一旦預金に入ればその人の資力と、資力ありという認定があり得るのかないのか、それなら。もうそこまで、1号はあくまでも5年の期間があつて、なおかつという判断や。1年、2年ですぐに判断しないんです。料金は2年です、今までは。料金は2年で、2年以降はどうするかという話。今度はそれが5年になったので、料金が。税とよく似て5年に延長されたことによつて、こういう条例制定を行っていくと。だから今、副町長と私が今やり合ってるのは、5年を過ぎたものに対する、どうするか議論を副町長は答弁していただいているわけ。

私はその5年の間のところで滞納があった、具体的にいえば、1年生に入学した。残念ながら、子供を育てるのに給食費が1年間滞納した。もしくは半年間滞納した。払えなかった。2年目に子ども手当が入った。2年目というのか、子ども手当入った。だからその分を滞納の一部、全額になるか一部になるか分からないけども、子ども手当金から貯金に入った、一旦通帳に入ったから資力にみなすということで、1か月分なり2か月分を徴収するという行為にならないのかということを確認してるわけです。そのときの徴収猶予等がここではないので、だから要綱で書かれないんですかということをお尋ねです。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） まず今回の条例、7条の第2号のほうで、5年という消滅時効については記載されております。一定の時効が成立した場合、一定放棄をするという形になってございます。それで、第1号につきましては、5年という期間に関わらず、資力の状況に応じて見込みがないと認められるときについては放棄できるということになってございますので、そういった御理解でお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） ほかにありませんか、質疑。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 全員起立です。よって、議案第1号 愛荘町債権の管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第8、議案第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案書の 8 ページと、資料のほうは 2 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 2 号でございます。愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。説明につきましては、資料の 2 ページでございますけれども、改正の理由及び要旨が 2 ページから 5 ページ、それから新旧対照表が 6 ページから 11 ページでございます。

まず、2 ページを御覧いただきたいと思います。国民健康保険税率につきましては、愛荘町では 3 年ごとに見直しがされてきました。前回は平成 28 年に改正がされましたけれども、御存じのとおり、平成 30 年度以降は都道府県や国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うとされ、滋賀県内の市町の医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金等を滋賀県が支払い、県全体に交付される公費や市町からの納付金はその財源に充てられるというように、従前とは異なる形で税率見直しを考える必要がございます。

そこで、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において、平成 30 年度以降は、毎年度見直しをしていくという方向が示されまして、平成 30 年度と令和元年度の 2 年間は、町長から税率見直しに関する諮問に対して、国民健康保険運営協議会の会長から、税率制据置きということで答申を頂いておりました。

しかし、令和 2 年度にあっては、県から示された令和 3 年度の納付金の減や、コロナ禍における所得の減少等々、総合的に判断されて、提出いただいた答申に基づいて全体的に税率を引き下げる改正をさせていただくことにしました。加えて過日の 2 月 3 日でございますけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例におきまして、新型コロナウイルス感染症の定義を定めることとされたことから所要の改正を併せてお願いするものでございます。

次に、一部改正の要旨でございますけれども、今回の改正は基礎課税分、医療分でございます。均等割の額は据え置いて、後期高齢者支援金分、支援金でございますけれども、並びに介護納付金、介護分の均等割額については引き上げ、所得割税率、並びに平等割額を全て引き下げさせていただきます。これは、支援分並びに介護分における医療費の不足分が、基礎分から補填されている状態にあって、今後、滋賀県保険

料統一化に向けた税率の検討を踏まえ県が示しました標準保険料率に近づけた税率に見直すこととしたものでございます。あわせて、上位法の改正に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義を改正するものでございます。

なお、施行期日でございますが、税率改正の部分は、施行日は令和3年4月1日、新型コロナウイルス感染症の定義については、改正の施行日は公布の日でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。今、提案説明にあったわけですが、県の統一化に向けて税率を合わせていくという説明でありました。それで、確かに医療分、それぞれを見て、全体として1%の減額になるというんです。ただ、中身を見てみると、所得割は下げていく。そして世帯割、平等割は下げていく。しかし、家族構成の、世帯構成の一人一人という均等割の部分上げる。これはもう一般質問でも言っているように、所得の、収入の力がない人に対して、多く、要するに均等割を上げることは、所得の有無に関係なく増えるということです。だからその分所得を減らしたと。だから、言うように、税は所得に応じていくわけでしょう。

なぜ今回は所得割を落として、政策監はよく知っていると思うけれども、政策監でもいろんな政策監がいるんやけど、福祉政策監はよく知ってると思うけども、要するに、なぜ均等割のところでは上げたのかということです。逆に下げるんだったら均等割を下げな、負担は重くなるだけなんです。しかも、その全体の引下げは1%なんです。じゃあ何が起こったのかといえば、一人一人の税率が重くなったということです、所得が減った分。ということは逆に、所得に応じて課税をしなきゃならないところが減って、所得に応じないところが増えたんです。こんな奇怪なことはおかしい。ここを、説明をまず1つ。一般質問も同じだったと思うけど、1つ答弁を頂きます。

もう1つは、今度は福祉課になると思う。住民課になんのかな。県の統一化によって、統一化を目指してるわけ、料金が。日は忘れたんやけど、県で資料が示されて、愛荘町が激変緩和措置として、1万なんのかな、1人当たり、そんなものほどの支援金が、激変緩和措置が取られるんです。

ということは、私の論立ては、統一化に向けて激変緩和がされているということは、お手盛りをしてもらってるということでしょう。なのに、今減額なんです。しかも、

運営協議会は、毎年国保税を見直していくという方針を立てられてるんです、今の説明で聞くと。このギャップはどう見たらいいのか。今、下げたんだけど、しかし激変緩和措置が講じられている。下げたけども、一気にここへ持っていかざるを得ないのかと。そういうことで、私が図表を見たときにそういう問題もあって、この減免措置、減額提案が本当にどうなのだろう、適正なんだろうかと。しかも、減額はいいんだけど、所得を下げて、所得に関係ないところで増えてきている。そんないびつな今回、国保税の改正提案なんで、ちょっと全体の説明をお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 税務課長。

○税務課長（北村章夫君） それでは今回の税率改正に伴います辰己議員の御質問、まず所得割が下がった、あるいは均等割が上がってるじゃないか、平等割下がっているという、こういういびつな改正だという御指摘でございます。

まず、御存じのとおり、所得割につきましては、これは応能割でございまして、それぞれの方の能力に応じた、収入に応じたものでございまして、均等割並びに平等割につきましては、応益割、皆さんに広く、平等にというものでございます。

現在の愛荘町の状況でございますけれども、応能割と応益割につきましては、国のほうで示されております、これが50対50が一番好ましいというふうなことになってございまして、これが若干、応能割が多い状況になってございましたので、応益割を増やさせていただいて、その中で均等割のほうを若干ですけれども、後期とそれから介護ですので、ある一定以上の年齢の方に限りますけれども、その部分で上げをさせていただいて、昨日も一般質問でございました子供に対する部分につきましては均等割につきましては据置きというような形を取らせていただいております。

なお、参考でございますけれども、本年度のデータを利用しまして試算をしておりますと、本年度の平均の保険料額、年間でございますけれども、14万6,284円であったものが、令和3年度のこの改正によります算定後につきましては、10万3,293円ということで、平均でございますけれども、4万2,991円の減額というような結果でございます。また7割、5割、2割のそれぞれ軽減につきましても、前年度よりも、当然でございますけれども、減額が多いということになってございますので、それも付け加えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） それでは、私のほうから御質問にお答えさせていただきます

たいと思います。

まず、議員御指摘の部分の激変緩和の部分につきましては、令和3年度につきましては、収納率に伴う激減緩和が約400万円と、分かち合いという部分での、県共同でやっていく県負担金等の部分について約900万円ということで、両方合わせて1,400万円の激変緩和分が当町に当たるというふうになっております。

そういった中で、今の税務課長の答弁もありましたけども、今後、県の令和6年度に向けて統一化を図っていく必要がございますけども、激減緩和分が入ってきた分等もございませんけども、ちょっとずつでも合わせていく必要もがございます。また、当町におきましては、財政調整基金が令和2年度で約1億3,000万円程度ございますので、そういった部分を活用しながら調整をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ここで財政調整基金、1億3,000万円、どのように活用されているのかちょっと分からないけども、極端に言えば、単純な言い方をすれば、ごめん、さっきに1万何ぼとか1人とか言ったけど、1,300万、僕、今言うのが間違ってた。逆に今、答弁で約1,400万円という激変緩和がされてるという答弁でした。だから、この激変緩和部分を財政調整基金で補っていくという解釈になるのかどうか。要するに利用していきたいわけです。だから、一般質問でも言ったように、一般財源を国保特会に繰り入れたらペナルティーを課せられるわけです。だから、ここは考えが一致してきたわけです。今持っている財政調整基金をどこへ使うかです。やっとここに使える財源が見つかってきたんです。一般財源からの繰入れはないと思う。ここはもう、一般質問で答弁もろてるので、だからここをどう使うかということになるんだけど、活用していきたいという答弁がされたので、この活用というのはどういう活用を考えられているのか、答弁を頂きます。

○議長（河村善一君） 住民課長。

○住民課長（阪本 崇君） 財政調整基金の活用につきましては、令和6年度の早い時期に統一化を図っていくというような県の方針等もございますけども、そういった中で税の調整、税額等の調整に使って活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 結果として、県の統一化そのものは、結局こういうものは地方の、答弁でもあったように、愛荘町の国保運営協議会、そういうところがウエートがあるわけで、県の統一化というのはもう本当に保険料の統一化だけです、極端に言えば。そこに、結果として統一化になったときにどういうふうに使っていくかということだろうと思います、今の答弁だったら。

だから、町長に一言だけ聞いておきます。税の公平とかいろんなことを言ってるんだけど、要するに、税は基本、昨日、一般質問でも言ったけども、国民の義務なんだけど、所得のない人まで払う制度なのかどうか、税そのものの基本的な考え方、そこだけ聞いておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど辰己議員も、税は国民としてしっかり負わねばならないと、社会を構成するということに関しても、おっしゃっていただいとおりだと思います。一方、生活の部分でなかなか実際にこの税ということを支払えないという状況に陥られてる方々ということも当然おられますので、その部分に関しましては、税の公平負担というところもございしますが、その生活を破綻させるということは、社会としては当然していかない、セーフティーネットということの機能をさせていくということでございしますので、この両方の観点をそれぞれの状況に合わせてながら運用していくということになるかと存じます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 議案第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対を行います。

議案第2号は、国民健康保険税を減額及び減免規定には賛成をします。詳細を見聞すると、税の原則は、所得に応じて負担することです。国保税医療分は、応能応益の減額を行っていますが、国保税、後期高齢者支援金と介護納付金は、所得の少ない世帯に負担を求める均等割を増額して、国保税の減額調整を行っています。国保税は他の社会保険にはない。均等割と平等割が課税科目とされているために、所得の低い人ほど重い税となる仕組みとなっています。所得の低い人ほど重くなる応益割を増額し

ての国保税の減額提案には道理がないことを訴えて反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。6番、伊谷君。

○6番（伊谷正昭君） 6番、伊谷正昭です。議案第2号 愛荘町国民健康保険税率条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今回、令和3年度から国民健康保険税の税率改正は5年ぶりの改正となり、平成30年以降は、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うことから、初めて値下げとなっていました。

愛荘町の健康保険事業運営に関する協議会では、滋賀県から示された標準保険料率をはじめ、国保事業特別会計の運営事業、さらには、今回のコロナ禍における、所得の減少等々、総合的に判断をされまして、答申をされたものと伺っているわけであります。

そして、国民健康保険制度は、低所得者や小規模事業主の健康を支える、重要なセーフティネットであり、税率引下げとなる今回の改正は、被保険者の方々に、現在のコロナ禍におきまして、一層歓迎されるべきではないかと考えるわけであります。

以上のことから、私は今回、国民健康保険税条例の一部改正について賛成をするものであります。議員各位におかれましても、この改正趣旨に御理解を頂きまして、御賛同をお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第2号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩いたします。再開を13時30分といたします。昼食後、13時から全員協議会を開きますのでよろしく願いいたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第9、議案第3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書は10ページ、改正条例等の説明資料の12ページをお開きいただきたいと思います。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されました。このことにより新型コロナウイルス感染症の定義の記載が必要となったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、附則において、新型コロナウイルス感染症の具体的な定義の記載を行うものでございます。改正後の条例は公布の日から施行するものです。

13ページにつきましては、新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第3号 愛荘町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第10、議案第4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書の11ページ、改正条例等の説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、介護保険事業計画は3年に一度見直すこととなっており、令和3年度から令和5年度中の計画を、第8期介護保険事業計画として策定いたしました。策定しました第8期介護保険事業計画に基づき、期間中の介護保険料については、標準月額を5,500円から5,800円に改定するものでございます。また、普通徴収について、介護保険料の仮算定を取りやめることに伴い、保険料の納期を12期から10期に変更するものでございます。

あわせて、平成30年度の税制改正により、所得が増加した場合、介護保険料や保険給付の負担水準などに関し、意図せざる影響や不利益が生じないように、介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことを踏まえ、改正するものでございます。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、新型コロナウイルス感染症の定義が削除されました。このことにより、新型コロナウイルス感染症の定義の記載が必要となったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、第9条の保険料率については、令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料率を第1号被保険者の区分に応じて定め、所得区分について税制改正を踏まえ、基準を定めるものでございます。

第10条の普通徴収に係る納期については、納期を12期から10期に変更するものでございます。附則の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合などにおける保険料の減免については、新型コロナウイルス感染症の定義

を具体的に書き下ろす形に変更するものでございます。

改正後の条例は令和3年4月1日から施行するもので、ただし附則第15項第1号の改正規定は公布の日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、改正後の第9条及び第10条の規定は令和3年度の分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

15ページから20ページにつきましては、新旧対照表となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑のある方。11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。介護保険料の改定についての質疑をさせていただきますけれども、過去の保険料算出時の総費用額がありますけれども、それは計画の中の総費用額、そして、その当該年度における決算における歳出を比較してみますと、第6期は実際に使われた金額のほうが1億2,451万円の減額になっています。

第7期は、今年度決算がまだ出ていませんので、見積りではあるんですが、約3,000万円ほどが減額になろうかと私は計算したわけなんです。このようなことが第6期も第7期もあるんですけれども、つまり、見込まれた金額よりも、実際に、過去にそれが執行されて使われた金額のほうが、6期は大分多いですけれども、7期でも3,000万円というふうに思いますので、こういうように、つまり減額になっているということについて、どのように分析されるのか、そしてまた、この余剰の金額はどこに充当されたのかということについて答弁を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

今も政策監から御説明がありましたように、保険料につきましては、計画に基づいて、3年間で必要量を算定して保険料を決定させていただいております。議員計算されましたように、各年度ごとの給付から計算すると、少し計画値より低く出ている状況ということは、こちらのほうも把握はしております。

その原因としましては、被保険者さんの認定率のほうが、計画の数値より少し低く抑えられているという現状が大きく影響しておるものと考えております。その要因としましては、皆様方の介護予防の意識の部分、そしてまた、その中で実施しております介護予防の効果の表れでもあるのかなということを思っております。

そうした中で、計画期ごとに計算をしておる中で、保険料のほうの余剰分というか、多く取り過ぎてる部分につきましては、準備基金のほうに積むような形で会計処理を行っている状況でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 結果的に、認定率が計画より低く見積もられていたとかいう、その余剰のお金は準備基金に積み立てられてたという答弁だったんですけども、過ぎてみてこういうことが分かるわけで、これ本当にこういうことは、保険料も、この2期の状況を見ましても、計画した保険料を実際はもらい過ぎていたということが言えるわけです。こういうことを検証して、保険料算定に生かすということをしてもらわないと、毎回毎回同じ状況が繰り返されるわけです。そして、高齢者に負担を押しつけて、そして、適正な保険料ではない、もらい過ぎ、高過ぎる保険料になってしまっているわけで、ですからこの過去の実績を検証して、保険料算定、今回だったら第8期ですけども、どういうふうに生かすことをされてきたのか、されたのかどうかということと、されたんでしたらどういうように生かしてこられたのかということについて、答弁をお願いします。

そして、もう1つあります。保険料の引上げ要因というのが大体出てます。計画の中に出てます。その中では、調整交付金やら介護報酬改定ということが引上げ要因の1つに挙げられております。これは制度的に、介護保険料の算定にどのような影響をもたらすのか、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。算定におきましては、第7期の計画の結果の認定者数とか、また、各サービスごとの推移等を勘案しまして、第8期における推移を算出した下、計算をしております。全国一律の、今見える化システムによって計算しておりますので、愛荘町の特徴も、そこは独自でしっかりと入れさせていただいて、決算認定をしておりますが、なかなか細かいところまでの把握という部分が、システム上把握できませんので、その辺は微調整の中ですてしておりますが、なかなか集める保険料から算定する給付料は、どこの市町村もうまく合致するようなことはなかなか難しいということでございます。

また、議員おっしゃってました2つ目のほうの上昇要因の部分ですが、準備基金につきましては、この第7期末、この3月31日現在の基金の状況を計算した上で、そ

れで利用可能な基金額に基づいて計算して、保険料の抑制要因を計算しております。数値的なことを申し上げますと、4,050万円を取り崩して、224円の抑制要因としております。

また、愛荘町のほうにつきまして、調整交付金のお話の部分の御質問ですけども、調整交付金は、各市町の保険料額の差を調整するものでございます。愛荘町のほうにつきましては、比較的後期高齢者の認定者数が少ないという、比較的若い町という位置づけになっておりますので、その分も調整交付金としては少なくなっておるという状況でございます。

以上です。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。ですから、どのように過去のこういうことを生かすのかということになります。毎回毎回同じことを繰り返していても、高齢者の負担は引き上がるばかりなんで、介護保険の策定委員会で決めていただいたということをよく言われますけれども、それを提案するのは行政のほうなので、提案されるときに、やはり保険料を引き下げられるよう、引上げないよう、過去の実績を基にして検証されたらよろしいわけだと思います。

これについても、もう一度答弁をお願いしたいと思いますのと、あとこの条例の中で、普通徴収の方の場合は、今まで12期だったのが10期になるという条例改正もあります。そうすると、普通徴収は役場に直接納めていただく。そして、その対象者は低所得の方でありますので、12期を10期、例えば、標準月額300円と言われてますけれども、300円ではなくて、標準額月額でいうとですけども、例えばこれでいいますと、第1号の方は3万4,800円になるわけなんですけども、3万3,000円が3万4,800円、1,800円ということになりますけれども、これが180円上がるんですけども、今までだったらもっと、12期なんで少ないんですね。ですから、やはり負担が1回で払う負担というのが多いかと思うんです。普通徴収の方の人数を教えてくださいたいのと、やはり普通徴収の方がお支払いいただく金額が10期になると1回で、平均でも構いませんけれども、どのぐらいが増加になるのかということ、答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

まず、1点目のほうの保険料算定の部分で、策定委員会から答申を受けた部分について、町のほうとして今回上程させていただく部分につきましては、策定委員会の事務局のほうを、当課のほうが事務局で進めておりますので、その中で十分、策定委員会に上げる数字としまして、当課の部分も今の保険料を極力抑えるような形で検討を入れた上で、策定委員会に上程させていただいている状況でございます。

それと、2点目のほうの、今回上程させていただきます普通徴収の納期変更、12期から10期の部分につきましては、議員おっしゃられますように、免税額という部分は同額でありますけども、それを、今までは12期、各月ごとに納めていただいておりますのが、4、5月はなくて、6月から翌年の3月までの10期で納めていただくということに関しまして、1回当たりの部分の負担は少し大きくなるという状況でございます。その部分に対しまして、少し納税していただく方が、その部分で少し苦しいという部分でありましたら、申出等を受け付けさせていただきながら、個々の対応を考えさせていただいております。

普通徴収につきましては、おおむね400名程度という状況でございます。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時49分

再開 午後1時49分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） まず最初に、先ほど普通徴収の人数、400人程度ということで、ちょっと私古いデータのほうで、今現在予算書のほうに上がっております人数で積算しておる人数につきましては、228名で予算計上しております。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

そして、金額につきましては、第1段階の方、年税額的に言うと2万880円という年税額になりますので、それを10期ということであれば、おおむね2,100円程度を1回当たり徴収させていただくような形になります。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江です。反対討論を行います。

議案第4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に対し反対を表明します。

町が行った高齢者介護に関する調査結果報告書で、介護保険料の負担が大きいと感じている人は、今回の第8期調査で60.6%と、第7期調査よりも10.7ポイント上昇しています。第8期介護保険料の標準月額を1か月で300円引き上げるということは、高齢者の負担を増加させ、生活を圧迫することになります。

また、この今回の改正で、普通徴収の方には、今までの12期を10期で支払うようになるということなので、1回に支払う保険料が高くなります。介護保険料は、これから3年間の総費用額の見積りを基に算定されますが、過去の振り返りを今後に生かすことが行われてきたのかが疑問です。

第6期の介護保険料算定時の3年間の総費用額は40億1,440万5,000円で、保険料の基準額は5,100円でした。3年間の決算では、38億8,989万5,052円で、実際に使われた金額のほうが1億2,451万円減額でした。第7期計画は、令和2年度決算がまだなので、現時点での見積りをした場合、第7期時点での3か年の総費用額が42億6,015万6,000円ですが、実際には約42億2,874万8,000円で、実際のほうが、約3,000万円ほどが減額になると考えています。

過去を振り返り、総費用額を高く見積もる傾向はないのかを検証して、次期の介護保険料を考えるべきです。そのほかにも調整交付金相当額との差額などの国の制度が影響しています。何よりも被保険者の保険料50%、公費50%という負担割合を改め、国の負担を引き上げて、介護保障削減政策を中止し、拡充への抜本的な転換を図ることを訴え、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 私は、愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

介護保険法に基づき、介護保険事業計画は市町村が3年ごとに策定することが義務づけられています。この事業計画において、65歳以上の介護保険料を算定することとされており、国が定めたルールとともに町の独自性も踏まえるため、策定委員会において審議がなされ、3か年の介護サービス費などの総費用額が推計されています。

町長が策定委員会に諮問された令和3年度からの第8期介護保険事業計画は、本年2月18日に保険料基準月額を300円アップする5,800円の答申がなされました。保険料の上昇は低所得者にとっては大きな負担となるため、策定委員会においては、将来も見据えて、できる限り極端な保険料額とならないよう、統一された基準の中で慎重に審議され、算定されました。

今後は、現在実施されています健康元気もりもり教室などの介護予防事業をより一層推進していただき、保険料額の算出基礎となる3か年の総費用推計額を増加させないことを願います。

また、自然災害や新型コロナウイルスへの対応として、必要なサービスの提供や住民主体の活動が滞らないよう、関係機関と連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける計画となっております。

以上の理由によりまして、本条例の一部改正について賛成するものでございます。議員各位におかれましても、御理解いただきまして、御賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第4号 愛荘町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号～8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第11、議案第5号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第8号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第5号から議案第8号まで、一括

して御説明いたします。

まず、議案書の14ページ、改正条例等説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

まず、議案第5号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第3条により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正なされ、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明、同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進、CHASE・VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進などが追加されたため、条ずれとともに、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、今ほども述べました感染症対策の強化から、CHASE・VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進までの9項目の追加と、条文中の条ずれ等を修正するものでございます。

改正の条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

22ページから71ページまでが新旧対照表となっております。

続きまして、議案第6号でございます。愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。議案書は32ページ、説明資料は72ページになります。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令第6条によりまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正なされ、感染症対策の強化から、CHASE・VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進が追加されたため、所要の改正を行うものでございます。改正の要旨でございますが、今

ほども述べました感染症対策の強化から、CHASE・VISIT情報の収集、活用とPDCAサイクルの推進までの9項目を追加するものでございます。

改正後の条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

73ページから94ページまでが新旧対照表となっております。

続いて、議案第7号でございます。議案書は40ページ、説明資料は95ページになります。

愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、令和3年1月25日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、記載しております高齢者虐待防止の推進、介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、感染症対策の強化、運営規程等の掲示に係る見直し、利用者への説明、同意等及び記録の保存等に係る見直しの8項目について追加をするものでございます。

改正後の条例は、令和3年4月1日から施行するものですが、高齢者虐待防止の推進、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化の3項目については、3年間の経過措置を設けております。

97ページから102ページまでは、新旧対照表となっております。

最後に、議案第8号でございます。議案書は44ページ、改正条例等の説明資料は103ページになります。

愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。説明資料で御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、令和2年6月5日に指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令、及び令和3年1月25日に、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、記載しております管理者要件の緩和、管理者要件の適用の猶予、介護保険等関連情報の活用とP D C Aサイクルの推進、質の高いケアマネジメントの推進、会議や多職種連携におけるI C Tの活用、高齢者虐待防止の推進、ハラスメント対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化、運営規程等の掲示に係る見直し、利用者への説明、同意など、及び記録の保存に係る見直しの11項目について、追加するものでございます。

改正後の条例は、令和3年4月1日から施行するものです。ただし、管理者要件の適用の猶予については公布の日から、質の高いケアマネジメントの推進における生活援助の訪問回数の多い利用者等への対応については、令和3年10月1日から施行するものでございます。

なお、高齢者虐待防止の推進、業務継続に向けた取組の強化、感染症対策の強化の3項目については、3年間の経過措置を設けております。

106ページから113ページまでが新旧対照表となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。この議案の説明のところにありますけれども、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部を改正する省令というのが、もう条例改正の根拠になっていると思います。この国の省令なんですけれども、内容としては、職員、運営基準の緩和の内容があると思います。ですが、この条例改正の中で、どのようなことが緩和されているのかということについては説明がありませんでしたので、その改正点について説明を求めます。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

今ほども御説明させていただきましたように、今回の議案第5号から議案第8号に関連します国のほうの関係する省令のほうが出ております。先ほど政策監から、今も議員もおっしゃられましたような指定居宅サービス等事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令でございます。そこで、今議員おっしゃられました中での要件の緩和の部分につきましては、説明資料の103ページ、これは議案第8号に係る部分で、103ページの議案第8号の指定居宅介護支援事業の人員及び

運営に関する基準を定める条例の関係の部分の①管理者要件の緩和、一般的に言いますと、居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所さんのほうが、今のこういう、コロナ等の状況等によって、本来でしたら、居宅の介護事業所のほうに、主任、介護支援専門員を常時配置するという部分の規定があるんですけども、その部分で、どうしてもやむを得ない事情等が、こちらも上がってますように、本人の死亡をされた場合とか、長期療養など健康上の問題の発生とか、急な退職転居等の部分等によって、主任介護支援専門員が置けない場合等も発生する状況がありますので、その部分の要件緩和が行われたというものでございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。

議案第5号のところでも、説明の64ページには、ユニットの入居定義のことが書かれてまして、前はおおむね10人以下としなければならないだったんですけど、改正は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするということで変更がありますけれども、このようなことはそれには当たらないのでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（河村善一君） 福祉課長。

○福祉課長（田中孝幸君） お答えさせていただきます。

今議員御指摘のほうの64ページのほうの要件の緩和の部分につきましては、様々なサービスごとの部分での要件緩和がございます。ここにつきましては、ユニットのほうの指定の地域密着型の介護老人福祉施設という部分で、本町でいいますと、長野の里のほうが該当する部分につきまして、その部分で、おおむね定員の指定の部分に対しまして、やむを得ない場合は15人までという部分に変更をされておる部分があります。ここの部分は、要件緩和という部分と読み取るのということであるという部分で読み取るかどうかという部分につきましては、要件が緩和されたという部分という解釈をしております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第5号から8号における介護サービス

事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例関連について、反対を行います。

この条例改正は、介護事業所で惹起した虐待や人権侵害を防止する措置、そして、新型コロナウイルス感染症対策として、リモートやテレビ電話の活用などの措置を講じることのできる条例改正が行われています。この条例でうたっていることを徹底していく上において、要するに介護事業所及び介護従事者への処遇改善対策がどうであるかということになってきます。

それで、本年1月13日の介護給付費分科会で、運営基準等の改正全般に介護職員が減らされることが多い改正と指摘されて、現場のケアや実践について、評価、調査を要請されています。こうした分科会での発言や要請からしても、要するに条例改正をしても従業者等が確保されていくかどうかということが大きな問題になります。令和3年1月25日、厚生労働省令第9号の新旧対照表からも、介護事業所及び従事者への負担の増大とともに、読替規定では、体制の緩和が読み取れます。

本議会に提案された条例の履行を担保するためにも、介護労働者の処遇改善が必要です。条例改正と介護従事者の処遇改善は、関係ないと捉える方も、この条例から思われるかも知れません。

しかし、厚生労働省令は措置の履行のために、従事者に精神的かつ肉体的負担を求めています。国も、2025年には33万人の介護職員が不足すると想定しています。介護労働者の現状は、労働環境や劣悪な処遇は放置、助長され、若い職員の離職や死亡者の減少が続き、深刻な人手不足を起こしています。介護労働者の不足は大変な仕事の割に報酬が少ないとのギャップも大きな要因です。介護報酬は、処遇改善加算を除いた本体部分では約6%削減されているのです。介護職のスキルと専門性、高齢者や障害者の尊厳と人権を守る職務の重要性が正当に評価されていないと介護従事者が憤るのも当然ですし、介護職を続けるのかと悩みが生まれるのも当然です。

終わりに、国の社会保障費を減らすための介護報酬の連続マイナス改定が、介護事業所を経営難に追いやり、介護労働者の処遇改善に大きく影響し、制度の基盤崩壊を引き起こしていることを直視することです。そして、そうした問題を私たち地方から、条例の履行のためにも、介護従事者の処遇改善を国に声を上げていくこと、この場を借りて訴えて、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議案第5号について、賛成討論を行います。私は、愛荘町指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に賛成する立場から討論を行います。

超高齢化社会を迎え、高齢者が安心して暮らしていくため、令和3年度の介護報酬が改定され、感染症や災害への対応力の強化を図り、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの推進、並びに自立支援、重度化防止の取組の推進と、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の安定性、持続可能性の確保について取り組んでいくこととされました。

これに基づき、令和3年1月25日に省令が公布され、本年4月1日より施行されることとなりました。この省令により、感染症対策の強化をはじめ業務継続に向けた取組の強化とハラスメント対策の強化や、高齢者虐待の防止などに関する部分が国の基準に追加されたため、当該条例に定められている町の人員、設備及び運営に関する基準を同様とするため、所要の改正が行われるものでございます。本条例に基づき、適切なサービスが提供されるよう、町において事業所への指導及び助言などを実施願います。以上の理由により、本条例の一部改正について賛成するものです。議員各位におかれましても、御理解いただき、御賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第5号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第6号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第7号 愛荘町指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号に対する討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第8号 愛荘町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第15、議案第9号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第9号 損害賠償の額を定めることについて御説明させていただきます。議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、相手方。記載しているとおりでございます。

2、事故の概要。令和2年12月25日金曜日、午後12時20分頃、秦荘庁舎駐車場内において公用車を後退させたところ、駐車中の相手方所有車の後部に接触し、バンパーに損傷を与えたものでございます。

3、賠償金額は12万4,630円でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 全員起立です。よって、議案第9号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開を2時40分といたします。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時40分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第16、議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第10号を御説明させていただきます。別冊、補正予算書ということで、少し分厚いですが、補正予算書、令和3年3月4日の部分と、それからもう1冊、同じように概要がございますので、2冊お開きいただきたいと思います。

それでは、予算書1ページでございます。議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,164万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億5,127万7,000円とするものでございます。

第2条でございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものでございます。

第3条地方債の変更は第3表 地方債補正によるものでございます。

同じく、補正予算書7ページをお願いいたします。7ページ、第2表 繰越明許費でございます。4款衛生費1項保健衛生費、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画策定負担金事業279万4,000円は、1市4町のプラスチックごみ処分方法の統一化を、令和3年7月までに統一化することになったものでございます。

下段、6款農林水産業費、1項農業費、担い手確保・農業経営強化支援事業3,879万2,000円は、地域の担い手に対して農業機械等を整備するための補助金で、東円堂、香之庄、軽野地区の3地区が対象となっております。

下段、土地改良施設大規模改修計画策定事業1,567万6,000円は、愛知川及び秦荘地区の2地区をモデル地区として、土地改良施設大規模改修計画書を作成するものでございます。

下段10款教育費1項教育総務費、愛知中学校等大規模増改築事業1億9,058万9,000円は、令和元年度から令和4年度に工事をするもので、全体工事費は変わらず、また、工事進捗状況についても計画どおり順調に進められております。令和2年度から令和3年度への繰越しについては、令和2年度分の国の国立学校施設整備負担金を次年度へ繰り越すためのものでございます。

以上が繰越明許費でございます。

8ページをお願いいたします。第3表 地方債補正でございます公共事業債等の限度額を2,760万円から2,470万円に。税込落ち込みに対して、減収補填債の限度額を新たに2,148万8,000円に、地方道路等整備事業債の限度額を2億9,500万円から2億1,910万円に、緊急防災減災事業債の限度額を3億4,460万円から3億3,990万円に変更するものでございます。いずれの起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

次に、11ページをお願いいたします。事項別明細でございます。本日は予算書のほうでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、今回の補正の主なものでございますけれども、年度末を迎えるに当たりまして、決算見込額の精査による補正が主なものでございます。歳入歳出、増減の大きなもの及び追加経費の主なものを中心に申し上げたいと思っております。

1款町税1項町民税1目個人1節現年度課税分で1,199万2,000円の追加は、個人所得割の増加分でございます。

下段、法人1節現年度課税分の1億642万6,000円の減額は、町内企業の法人

税割の実績見込みによるものでございます。下段、2項固定資産税1目固定資産税の1節現年度課税分2,600万円の追加は、新築家屋等の増加によるものでございます。

下段、2節滞納繰越金1,100万円の追加は、徴収対策強化に伴う徴収実績によるものでございます。

12ページをお願いいたします。上から2段目、地方譲与税から次にずっと14ページまでございますけれども、これらにつきましては、滋賀県全体の収入決算見込みによるものでございます。

14ページの一番下の下段でございますけれども、12款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金の1節児童福祉費負担金823万7,000円の減額は、保育料の保護者負担金等の実績見込みによる減額でございます。

16ページをお願いいたします。16ページ、上から2段目になりますけれども、14款国庫支出金の1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童福祉費負担金503万円の追加は、子育て施設利用者に係るもので、国の負担割合の増加に伴うものでございます。

下段2節、児童手当の負担金480万1,000円の減額でございますが、対象児童数の減少によるものでございます。

17ページでございます。上から、上段の2項国庫補助金1目総務費国庫補助金16節社会保障・税番号制度の関係補助金366万8,000円の追加でございますが、個人番号カードに伴う国の交付金の決定によるものでございます。

下段の25節地方創生臨時交付金1,257万3,000円の追加は、国の第3次分の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施に伴うものでございます。

下段、2目の19節特別定額給付金給付事務費補助金1,396万8,000円の減額は、特別定額給付金事務費の実績による減額でございます。

下段、20節子育て世代臨時特別給付金給付事業費補助金327万円の減額は、児童手当を受給する世帯に対して、その対象児童1人につき1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給したもので、実績見込みによるものでございます。

次、18ページをお願いいたします。18ページの一番下の下段になりますけれども、15款県支出金1項県負担金の1目民生費負担金1節児童福祉費負担金1,169万5,000円の減額は、子育てのための施設等の利用給付に係るもので、国の負担が

増額されたことから、県の負担分が減額されたものでございます。

19ページでございます。中ほどの2項県補助金2目民生費補助金9節地域総合センター運営費等補助金863万6,000円の減額は、県補助金の変更に伴う人件費等の見込みによる減額でございます。

一番下の欄でございます。最下段、5目農林水産業費の県補助金2節農業振興費補助金3,505万5,000円の追加は、先ほど繰越明許費で申し上げました担い手確保・経営強化支援事業補助金として、町内3地区の経営体に対する農業機械等の導入助成として追加をして、全額令和3年度へ繰り越すものでございます。

次、20ページをお願いいたします。上段の3節になりますけれども、農地費補助金910万8,000円の減額につきましては、老朽化施設の大規模改修計画及び暗渠排水工事に伴う土地改良の事業補助金で、入札差額等による補助金の減額でございます。

次、22ページをお願いいたします。一番上の上段、18款繰入金2項基金繰入金の1目財政調整基金繰入金1節財政調整基金繰入金の4億601万3,000円の減額につきましては、財源調整をここでさせていただいたものでございます。

下段、19款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金1億4,938万円の追加は、前年度分の繰越金でございます。

下段、20款諸収入1項延滞金・加算金及び過料で1目延滞金1節延滞金1,000万9,000円の追加は、町税に係る徴収実績によるものでございます。

次、24ページをお願いいたします。24ページ上段の5項雑入の8節の教育費雑入で2,610万4,000円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、昨年度の4月、5月が休園、休校になったこと等による給食提供の停止による減額及び各種教養講座など中止、縮小等に伴う受講料等の減額でございます。

下段、21款町債1項町債1目総務債11節減収補填債の2,148万8,000円の追加につきましては、普通交付税の決定後におきまして、基準財政収入額と実際の税の収入額との差分について、減収補填債の発行が認められたことによる追加でございます。

下段、4目土木債3節地方道路等整備事業債7,590万円の減額につきましては、道路新設改良事業で、県単独道路改良地元負担金等の実績見込みによる減額でございます。

以上が歳入でございますけど、続きまして、25ページは歳出になります。25ページの中ほどになりますけれども、1款総務費2項総務管理費の1目一般管理費1節の報酬197万5,000円の減額、3節職員手当61万4,000円の減額及び4節共済費958万9,000円の減額は、主に会計年度任用職員に係る報酬、通勤手当共済費などの実績見込みでございます。

26ページをお願いいたします。中ほど、5目財産管理費でございます。13節の委託料648万円の減額につきましては、庁用バスの運行実績による減額でございます。

下段、22節補償補填及び賠償金12万5,000円の追加は、公用車物損事故に伴う相手方への賠償金として、先ほど議決いただきました12万5,000円の追加をお願いするものでございます。

27ページ、6目企画費11節需用費266万2,000円の減額につきましては、役務費485万1,000円の減額及び委託料332万1,000円の減額は、主にあいしょうエール商品券事業の換金事業、換金事務の委託手数料及び商品券販売事務の委託料の実績見込みに伴うものでございます。

次、28ページをお願いいたします。28ページの一番上の上段でございます。7目電子計算費の18節備品購入費3,000万円の減額でございます。電算用備品購入費として、職員が日常使用する情報系のパソコンを今回更新したもので、6町での共同入札を行ったもので、落札による執行残でございます。

次に、30ページをお願いいたします。3款の民生費1項の社会福祉費1目社会福祉総務費の補正額全体で1,544万1,000円の減額の主なものでございますけれども、国の特別定額給付金10万円に町が1万円を上乗せして給付をしたもので、会計年度任用職員、職員の時間外手当、消耗品等需用費、郵便代、システム開発委託、コピー機のリース料及び町単独特別定額給付金について、その実績により減額を行うものでございます。

33ページまで飛んでいただいて、33ページの中ほどの下段になりますけれども、8目障害福祉費の20節扶助費でございます。991万2,000円の追加でございますけれども、障害福祉サービス及び障害児の福祉サービスの利用者や利用時間の増加による実績見込みによる追加でございます。

35ページをお願いいたします。2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の19節負

担金補助及び交付金1,640万1,000円の減額でございますが、主なものとして、障害児保育の加配について、障害児の対象数11名が7名に減少したことにより配置保育士の数が減少したことによるものや、子育て世代臨時特別給付金の1万円の給付に係る実績見込みによる減額でございます。

次、36ページをお願いいたします。一番上、上段の20節扶助費615万6,000円の減額は、子育てのための施設の利用給付に係る実績見込みでございます。下段、22節補償補填及び賠償金390万円の追加は、放課後児童健全育成事業としまして新型コロナウイルス感染症に伴い夏休み期間が短縮されたこと等による保育料が減収ということになりまして、それを補填するものでございます。

下段の2目児童福祉措置費19節の負担金補助及び交付金の2,541万3,000円の減額につきましては、町内及び町外の民間保育所入所事業の人事院勧告に伴う公定価格でございますけれども、今年度は上昇がなかったことによる減額分でございます。

下段、20節の扶助費でございます。664万5,000円の減額につきましては、児童手当の事業の実績見込みに伴うものでございます。

38ページをお願いいたします。中ほど、4款の衛生費1項保健衛生費2目予防費の1,155万8,000円、全体の補正額でございますけれども、減額の主なものでございます。新型コロナウイルス感染症に伴い、インフルエンザ予防接種の減少によるものでございます。

次に、39ページの上段の3目でございます。環境衛生費の19節負担金補助及び交付金396万4,000円の減額は、彦根愛知犬上広域行政組合負担金の実績見込みでございます。

次、40ページをお願いいたします。40ページ、上段の6款農林水産業費1項農業費の3目農業振興費の19節でございます。負担金補助及び交付金3,445万7,000円の追加の主なものは、繰越しでの説明を申し上げました国の補正予算に伴う農業者への機械補助等でございます。

下段、5目の農地費19節負担金補助及び交付金274万9,000円の追加は、県営湖東平野関連事業負担金及び愛知川沿岸土地改良区事業の補助金の追加で、当該改良区の事業に対する町のルール分の補助でございます。

次に、41ページでございます。中ほどの7款商工費1項商工費の2節商工振興費

1,237万2,000円、全体でございますけど、その減額につきましては、中小企業小規模事業者支援事業としまして、滋賀県が新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金を創設しまして、県と同一の要件で町が上乘せをして支援したものの。また、休止要請以外の事業所へ町単独で支援金を支給したもの、また、今後の新たな販路開拓などに取り組む事業者に県が補助する制度として、新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金の事業者負担分に対しまして、町が交付したもので、その実績に基づき、それぞれ減額をさせていただくものでございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。中ほどの8款土木費2項道路橋梁費で2目道路新設改良費7,846万6,000円の減額でございますけれども、主なものとして、県事業の延期に伴う設計業務委託料の減額、あるいは町道の物件移転補償の計画変更に伴う減額でございます。

44ページでございます。44ページの中ほど、4項都市計画費2目下水道費の8,198万2,000円の減額でございます。下水道事業会計繰出金の減少によるもので、これは滋賀県流域下水道負担金につきまして、5年ごとに清算が行われ、今年度下水道事業会計へ清算分として返還されるため、一般会計からの繰出金を減額をするということでございます。

次、45ページの一番最下段でございます。9款消防費1項消防費3目防災対策費で15節の工事請負費でございますけれども、522万6,000円の減額は、防災行政無線施設工事に係る事業実績による減額でございます。

次に、46ページでございます。下段の一番下、10款教育費でございまして、1項教育総務費3目教育振興費12節役務費125万8,000円、下段の委託料13節で189万4,000円、及び次のページの47ページの18節備品購入費678万2,000円の減額につきましては、令和3年4月からスタートするGIGAスクール整備のための、小中学校において1人1台の端末と高速大容量による通信ネットワークを一体的に整備するもので、入札の執行残を減額するものでございます。

次、49ページをお願いいたします。49ページ、中ほどになりますけれども、3項中学校費1目学校管理費18節備品購入費の72万7,000円の追加でございますけれども、秦荘中学校における令和3年度から新設をする肢体不自由学級の備品購入費を増額するものでございます。

次に、少し飛びますけれども、57ページまでお願いいたします。57でございま

す。57ページから60ページは給与費の明細書で、57ページは特別職、それから58ページから60ページにつきましては、一般職が記載をしております。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤でございます。一番最初的时候に、町長のほうから、年度末を控えまして清算的な補正予算と、こういうようなお話があったと思います。ほんで本来でしたら、決算のところでは不用額として上げるのが今回の補正予算になってるのではないかと、こういうように思います。ほんで、その意味では、本当は予算と決算との関係、不用額との関係、この補正をすることによって、そういうところがやはり鮮明にはならないというような思いがありますが、あえてこれが必要なのかなという思いを私は持っております。

そこで、お尋ねをしたいのは、事務的なこととなりますが、副町長にお尋ねをいたします。今回、4億2,000万という非常に大きな減額となります。ほんで124億5,000万に対する、大体これで3.4%ですか。当初予算でいきますと、95億8,000万ですから、4.4%の不用額ということになると。ほんでやはり、こういうことから考えていきまして、決算と予算との関係において、予算の甘さがあったのかなと、こういうようにも受け取ってるんですけど、その点は副町長、どのように感じておられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 今回の補正をお願いするわけですが、予算と決算の乖離がたくさんあり過ぎるのではないかとということで、それに対する感想ということかというふうに考えております。

まず今回、いろんな工事委託等については、実績に基づいて、入札が低かってその分を落とすという部分と、あと今年度につきましては、特にコロナ禍の中で事業を実施できなかった部分で、その分も落としているということもございます。そういった関係で、一定予算とそして実際の執行額というのが、差がふだんよりは生じてきてるのかなというふうに考えてございます。

○議長（河村善一君） ほかにありませんか。11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 瀧です。7ページの繰越明許費の中の保健衛生費なんですけど、彦根愛知犬上地域一般廃棄物処理基本計画策定負担金事業というので、説明でプラスチックごみを令和3年度、今年の7月までに統一するという事だったんですけど、これについての経過等々の、統一するってどういうこと、ちょっと意味が、実際統一するのか、計画なんで計画の中でということなのか、もう少し分かりませんので、説明をお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） この愛知犬上地域の一般廃棄物処理基本計画の策定負担金事業ということなんですけれども、実は、これにつきましては、今年度におきましては、1市4町で一般廃棄物の処理基本計画の一本化を進めておったんですけども、その中で、プラスチックごみについて、燃やして熱回収をするのか、もしくは燃やさずに分別資源化するのかということにつきまして、彦根市と4町の考え方が違うといったことから、大きな課題となったものでございます。

よって、今年度の9月から10月におきまして住民アンケートを実施しまして、その中でプラスチックごみの処理について住民の意向を確認しましたところ、彦根市につきましては分別資源化、また、4町につきましては熱回収に積極的な回答が多く、現状維持を望まれる結果となったものでございます。そういったことから、さらなる調整が必要となりまして、11月19日に、定住自立圏の環境ごみ処理部会を開催いたしました結果、現行の計画を1年延長しまして、組合のスケジュールであります令和3年の7月までに決定をする必要性が生じてきたといったことから、ごみ分別方法の統一化検討委員会を立ち上げて検討することといたしまして、令和4年度からの統一計画を策定することになったといったものでございます。

以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。今の事なんですけど、令和4年度から分別方法が何か統一されるという意味でいいんでしょうか。

○議長（河村善一君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（水谷徹也君） いわゆる1市4町でいずれかの統一を図るというのが目的でございますので、その辺につきまして、先ほど言いましたように、熱回収するのか燃やさずに分別していくのか、資源化していくのかという部分の統一化を

図ると。いずれにしても、1市4町で同じ方向に向いての処分方法に統一していくといったものでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）に反対をします。

我が町にコロナ対策として、3億3,000万円が国から交付されています。有村町長は、当時の安倍首相のコロナ感染拡大防止対策の緊急事態宣言を受けて、町民生活の支援にと、町民1人1万円の給付を行いました。その財源は、町の財政調整基金を取り崩して実施を行いました。補正予算（第10号）では、財政調整基金を4億601万3,000円繰り戻し、実質、今年度の財政調整基金は6,091万1,000円の歳入財源であったと、決算に準ずる補正で示しています。

財政調整基金を結果的に使わずに清算金でその1人1万円が賄えたということであれば、私は今なおコロナ問題で非常に不安と、命と暮らしに不安を持っている町民のそれを守るためにも、PCR検査、本当に実施していくことが使えたのではないかと。私は、今からでも遅くない、こうした財源があるなら、町民の命と暮らしを守るためにPCR検査の実施を改めて求めておきます。

今、庁舎集約化を進めるために、庁舎集約化の説明資料が全戸に配布されました。その中で、年7,000万円の削減効果があると記載しています。町民さんは、経費と財源確保の難しさだけを捉えて、町の危機感を持たれています。

令和2年度の一般会計補正10号予算が示すように、令和元年度繰越金約1億5,000万円、そして貯金、財政調整基金4億円を残したことは、町民さんは理解できません。私は、単純に単年度黒字5億5,000万円をつくり出している。毎年度、単年度黒字4億から5億をつくり出している。ただ今年度はその会計、締めを待たないで、この3月、年度末で精算に近い、決算に近い補正を行った。結果としては同じことで、5億5,000万円の単年度黒字をつくり出していると見えています。

すなわち、町民に不安をあおる資料配布を行う町長の姿勢を、こうしたことから厳しく批判するとともに、私は、この一般質問でも多くの議員さんが、やはり町民さん

の願い、庁舎の集約、そこに、そうした問題に併せて私たちが活動できる環境を整えてほしいという、それが町民の真の思い、要望だと思うんです。町内巡回バスなどの町民サービスの充実のための財源は、私はあると指摘をしておきます。

終わりに、マイナンバーの取得が進まない中で、国家権力による社会保障制度への個人番号のひもづけ作業を促進させる補正予算が組まれていることを指摘し、警告して、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。6番、伊谷正昭君。

○6番（伊谷正昭君） 6番、伊谷正昭です。

議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも、実績及び今後の見込みを適格に把握され、全体として適切な増額や減額の補正を計上されております。また、繰越として、彦根愛知犬上地域の一般廃棄物基本計画の策定に関わる市町の負担金として、彦根愛知犬上地域一般廃棄物基本計画策定負担金事業、また、農業の担い手に対する農業機械の導入の支援として、担い手確保・経営強化支援事業、さらには、老朽化した土地改良の大規模な改修に必要な施設計画の策定として、土地改良施設の大規模な改修計画策定業務、また、愛知中学校大規模増築工事として、愛知中学校校舎大規模増築改築事業に対する手続を適正に行われております。以上のほかにも、事業完成見込みなどによる補正が実施をされまして、各事業の進捗把握が愛荘町全体として確実に行われていることが分かりました。

今後も、新型コロナウイルス感染症からの住民生活を守るために万全の対策を行っていただくとともに、本件補正予算は、令和3年度の、新年度へつなぐ重要な補正であることから、引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましても賛同をお願いをいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第10号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第17、議案第11号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第11号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明させていただきます。議案書の61ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,973万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,700万とするものでございます。

事項別明細書の66ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、令和2年度末を控えまして、歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数が大きく増加したことなどによる決算見込みによりまして、現年度及び過年度分を合わせて、1,200万円を追加するものでございます。

4款国庫支出金2項国庫補助金4目国庫補助金として、社会保障・税番号連携制度システム整備事業補助金といたしまして、367万4,000円を追加するものでございます。

7款県支出金2項県補助金3目保険給付費等交付金は、医療費抑制に取り組む保険者努力支援分の増額と、今ほど説明いたしましたシステム改修費が国庫補助金として交付されることになりましたことと、特定健康診査等負担金の交付決定見込みによる減額などによりまして、447万6,000円を減額するものでございます。

67ページになります。10款、繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金については、一般会計繰入金として、福祉医療波及分の増額決定見込みによりまして、7

36万2,000円の追加を、保険基盤安定繰入金保険税軽減分として、低所得者の法定軽減の交付決定見込みにより459万7,000円を減額し、保険基盤安定繰入金の保険者支援分としまして、保険者に対する支援分の交付決定見込みによりまして223万7,000円を減額し、財政安定化支援事業繰入金は、滋賀県の算定見込みによりまして30万8,000円を追加し、助産費等繰入金は、出産児の見込みにより168万円を減額するものでございます。

11款繰越金1項繰越金2目その他繰越金については、前年度繰越金額確定に伴い、1,787万8,000円を追加するものでございます。

12款諸収入3項延滞金加算金及び過料1目延滞金については、滞納処分等による収納額向上によりまして、150万円を追加するものでございます。

68ページをお願いします。歳出の部でございます。1款につきましては、システム改修に伴う委託料の財源補正でございます。

2款保険給付費5項出産育児諸費1目出産育児一時金については、出生者数の減少見込みによりまして、252万円を減額するものでございます。

3款国民健康保険事業納付金1項医療費給付費分1目一般被保険者医療費給付費分については、財源更正でございます。

8款保健事業費2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費については、新型コロナウイルス感染症対策のため、集団健診を中止したことによりまして1,000万円を減額するものでございます。

69ページでは、10款諸支出金2項基金積立金1目財政調整基金積立金については、前年度繰越金等を積み立てるため、4,225万2,000円を追加するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第11号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第18、議案第12号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第12号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。議案書の70ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億278万5,000円とするものでございます。

事項別明細書の75ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、令和2年度の末を控えまして、歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、被保険者数の増加により71万1,000円を追加するものでございます。2目普通徴収保険料は、滞納繰越額の確定に伴い30万円を追加するものでございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1目総務手数料は、督促手数料の決算見込みにより6,000円を追加するものでございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、決算見込みにより6,000円を減額するものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療広域連合の減額決定によりまして、17万1,000円を減額するものでございます。

76ページになります。歳出でございます。1款総務費2項徴収費1目徴収費については、財源補正でございます。2款広域連合納付金1項広域連合納付金1目広域連合納付金については、市町負担等が確定したことにより、167万1,000円を追加するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第12号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第19、議案第13号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第13号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,172万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,749万5,000円とするものでございます。繰越明許費でございます。第2条で地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費によるものです。

第2表 繰越明許費の80ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費4項運営協議会費で、第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画書等の印刷業務の57万4,000円を令和3年度に繰越しさせていただくものでございます。

事項別明細書の83ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、令和2年度末を控えまして、歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため、補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、1節の現年度分として、特別徴収対象者が減少、普通徴収対象者が増加見込みであるため、合わせて58万2,000円を追加し、2節滞納繰越分として、滞納額、対象者の確定見込みによりまして、58万1,000円を追加するものでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、保険給付費の増額に伴う負担割合分といたしまして、280万円を追加するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金は、保険給付費の増額に伴う負担割合分としまして、60万円を追加するものでございます。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、該当事業の減額に伴う負担割合分として、24万3,000円を減額するものでございます。

5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、該当事業の増額に伴う負担割合分として、11万2,000円を追加するものでございます。

8目介護保険災害時臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免した介護保険料の6割相当額が交付されるため、37万8,000円を追加するものでございます。

9目特別調整交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免しました介護保険料の4割相当額が交付されるため、19万8,000円を追加するものでございます。

84ページになります。4款支払い基金交付金、1項支払い基金交付金1目介護給

付費交付金は、保険給付費の増額に伴う負担割合分といたしまして、378万円を追加するものでございます。

2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業の増額に伴う負担割合分として、12万1,000円を追加するものでございます。5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は保険給付費の増額に伴う負担割合分として、175万円を追加するものでございます。

2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、該当事業の減額に伴う負担割合分としまして12万1,000円を減額するものでございます。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、該当事業の増額に伴う負担割合分といたしまして、5万6,000円を追加するものでございます。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は、保険給付費の増額に伴う負担割合分として、175万1,000円を追加するものでございます。

2目その他一般会計繰入金は、事務費の減額見込みによりまして、221万3,000円の減額をするものでございます。

85ページになります。4目、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、該当事業の減額に伴う負担割合分として12万2,000円を減額するものでございます。

6目地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業は、該当事業の増額に伴う負担割合分として5万6,000円を追加するものでございます。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、給付費の増額見込みなどにより166万2,000円を追加するものでございます。

86ページになります。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、一般管理費事業及び地域包括支援センター事業の決算見込みにより54万8,000円を減額するものでございます。

2項徴収費1目賦課徴収費については、決算見込みにより25万8,000円を減額するものでございます。

87ページになります。3項の認定審査会費1目認定審査会費については、決算見込みにより24万3,000円を減額するものでございます。

2目認定調査費等についても、決算見込みにより87万9,000円を減額するものでございます。

4項運営協議会費1目運営協議会費についても、決算見込みにより7万円を減額するものでございます。

5項趣旨普及費1目趣旨普及費についても、決算見込みにより21万5,000円を減額するものでございます。

88ページをお願いします。2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス費については、給付費の決算見込みにより1,400万円を追加するものでございます。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業6目任意事業費については、任意事業の決算見込みにより21万1,000円を減額するものでございます。

7目在宅医療・介護連携推進事業についても、決算見込みにより1万円の減額をするものです。

8目生活支援体制整備事業費についても、決算見込みにより3万9,000円を減額するものでございます。

9目認知症総合支援事業についても、決算見込みにより34万3,000円を減額するものでございます。

89ページの10目地域ケア推進会議推進事業についても、決算見込みにより2万8,000円の減額をするものです。

3項介護予防生活支援サービス事業1目介護予防生活支援サービス事業第1号事業については、介護予防生活サービス事業の決算見込みにより124万円を追加するものでございます。

4項一般介護予防事業1目一般介護予防事業費については、一般介護予防事業費の決算見込みにより79万3,000円を減額するものでございます。

90ページです。諸支出金1項償還金及び還付加算金については、財源更正でござ

います。

2項積立金1目介護給付費準備基金積立金については、余剰金の12万5,000円を追加するものでございます。

7款の予備費についても、財源更正でござ

います。

次の91ページについては、補正後の特別職給与表の明細書でござ

います。

92ページから94ページは、補正後の一般職給与費の明細書でござ

います。

以上、御審議のほどよろしくお願

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第13号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第20、議案第14号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第14号 令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げたいと思います。補正予算書の95ページをお願いいたします。

この下水道の補正でございますが、決算見込みの精査により補正をしたものでございます。

第1条、令和2年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度愛荘町下水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

まず収入、第1款の下水道事業収入です。既決予定額が11億8,538万7,000円、補正予定額1,790万1,000円の減額、計11億6,748万6,000円でございます。

支出です。第1款の下水道事業費用既決予定額11億60万8,000円、補正予定額1,554万5,000円の減額、計10億8,506万3,000円でございます。

第3条、令和2年度愛荘町下水道事業会計予算（第4条）に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的収入既決予定額5億9,963万4,000円、補正予定額388万7,000円の減額、計5億9,574万7,000円。

第1款資本的支出です。既決予定額8億4,201万6,000円、補正予定額624万3,000円の減額、計8億3,577万3,000円となるものでございます。

今のこの2条、3条の内訳について御説明を申し上げたいと思いますが、104ページをお願いいたします。第2条関係になります。収益的収入及び支出でございます。

まず収入、1款の下水道事業収益として、補正予定額1,790万1,000円の減額となりますが、その主なものを説明させていただきたいと思います。

1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料です。1,301万2,000円の追加。

次に、2項営業外収益2目他会計補助金1節他会計補助金です。8,198万2,000円の減額。これは一般会計の繰入金でございます。

次に、4目の雑収益1節その他雑収益5,086万5,000円の追加でございます。これは、琵琶湖流域下水道の第5期経営計画期間満了に伴います余剰金の返還金によるものでございます。

次に、105ページをお願いします。支出になります。1款の下水道事業費用補正予定額1,554万5,000円の減額です。主なものを説明させていただきます。

1目管渠費3節委託料です。318万7,000円の減額。これは、公共下水道環境調査業務委託料となっております。

次に、2目総経費7節報償費です。297万7,000円の減額。これは受益者分担金及び負担金一括納付報奨金でございます。

次に、3目の流域下水道管理運営費の負担金です。1節負担金638万8,000円の減額です。これは琵琶湖流域下水道維持管理負担金となっております。

次に、107ページをお願いします。第3条関係になります。資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございます。1款資本的収入2項企業債1目建設改良費等企業債2節

流域下水道事業債でございます。460万円の減額。4項分担金1目受益者分担金1節受益者分担金197万9,000円の追加。5項負担金1目受益者負担金1節受益者負担金126万6,000円の減額になります。合計で補正予定額が388万7,000円の減額となるものです。

次、108ページをお願いします。支出になります。1款資本的支出1項建設改良費1目管渠築造費1節委託料です。155万5,000円の減額。これは測量設計業務委託料となっております。2目流域下水道建設費1節負担金468万8,000円の減額。これは琵琶湖流域下水道事業の負担金となっております。合計で補正予定額が624万3,000円の減額となるものでございます。

ちょっと戻っていただきまして、96ページをお願いします。企業債の補正ということで、第4条でございます。令和2年度愛荘町下水道事業会計予算（第5条）に定めた起債の限度額を次のとおり変更するものでございます。

起債の目的は流域下水道事業債既決予定額5,140万円、補正予定額460万円の減額、合計4,680万円でございます。第5条でございます。下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4億6,615万7,000円とするものでございます。あと、添付資料といたしまして、101ページにはキャッシュフローの計算書、102ページには予定貸借対照表を添付しておるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第14号 令和2年度愛
荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。16時5分から再開いたします。
休憩 午後3時50分
再開 午後4時05分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま議提1件が提出されました。これを
日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提1件を日程に追加し、直
ちに議題とすることに決定しました。

◎議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、議提第1号 予算・決算特別委員会の設置に
ついてを議題にします。

提案者の説明を求めます。7番、高橋正夫君。

〔7番 高橋正夫君登壇〕

○7番（高橋正夫君） 議提第1号 予算・決算特別委員会の設置について。

上記の議案を愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。
令和3年3月5日。

提出者、愛荘町議会議員、高橋正夫。

賛成者、愛荘町議会議員、竹中秀夫。

賛成者、同、村田 定。

賛成者、同、伊谷正昭。

愛荘町議会議長、河村善一様。

予算・決算特別委員会の設置について。

次のとおり、予算・決算特別委員会を設置するものとする。

記。名称、予算・決算特別委員会。

設置の根拠、地方自治法第109条及び愛荘町議会委員会条例第5条。

目的、新年度予算並びに前年度決算を総合的かつ詳細に検討する必要があるため。

設置期間、1年間。

定数、議長を除く13人。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議提第1号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議提第1号 予算・決算特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後4時09分

再開 午後4時09分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま選任1件、報告1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選任1件、報告1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選任第1号の上程、説明、選任

○議長（河村善一君） 追加日程第1、選任第1号 予算・決算特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

予算・決算特別委員会委員については、議長を除く全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって選任第1号 予算・決算特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することを決定しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（河村善一君） 追加日程第2、報告第1号 予算・決算特別委員会の正副委員長長の報告についてを議題にします。

委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に伊谷正昭君、副委員長に竹中秀夫君、以上のとおり互選されましたので報告します。

◎議案第15号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程21、議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、令和3年度一般会計予算について御説明を申し上げます。

まず、黄色の表紙の令和3年度愛荘町各会計の予算書並びに当初予算の概要ということで、表がカラー刷りでございますけれども、御用意をお願いいたします。

まず、予算書でございます。予算書1ページをお願いいたします。

議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算でございます。令和3年度愛荘町一

般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ99億6,900万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、債務負担行為。地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表 債務負担行為によるものでございます。

第3条、地方債。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表 地方債によるものでございます。

第4条、一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条、歳入歳出予算の流用。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳入歳出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。8ページ第2表の債務負担行為でございます。

まず1つ目、滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償として、令和4年度から令和15年度まで、限度額160万円の範囲内で損失を補償するものでございまして、これは例年と変わりございません。期間は1年ずれておりますけれども、令和4年から令和15年ということでございます。

下段でございます。土地評価及び地番図家屋移動更新等委託事業としまして、令和4年度から令和5年度まで、限度額3,410万円とするものです。本業務は3年を1つのサイクルとして、評価替えに必要な課税資料など、路線価の算定等3年間継続して行うもので、人件費単価の上昇を抑えることや税務課職員の事務負担軽減など、予算の圧縮に努めるものでございます。

下段、豊郷町建設事業負担金事業として、令和4年度で限度額2,214万円とするものです。これは、豊郷町が事業主体となり一級河川宇曾川に架かる歌詰橋の老朽化に伴う修繕並びに耐震対策を図るもので、当町が負担を行うものでございます。

続きまして、9ページでございます。第3表 地方債を説明させていただきます。

起債の目的限度額につきましては、臨時財政対策債4億5,800万円、合併特例債4億3,990万円、公共事業等債1,940万円、地方道路等整備事業債2億5,430万円、学校教育施設等整備事業債2億990万円、合計13億8,150万円を限度額として借り入れ、起債の方法は証書借入れ、利率は5%以内、償還の方法は予算書に記載のとおりでございます。

次、事項別明細書は13ページからとなっておりますけれども、本日につきましては、私から、別冊カラー写真の令和3年度当初予算の概要のほうで説明をさせていただきますので、概要を御覧いただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算の考え方でございますけれども、令和3年度は、第2次愛荘町総合計画に基づくまちの重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトを強力に推進するために必要な施策、日々の課題解決のための先にある目標を具現化し、実行していくための予算編成といたしたものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症による対策につきましては、国の補正予算等を活用しながら、適宜対策を講じてまいりたいと思っております。

次、3ページをお願いいたします。重点施策の取組でございますけれども、3ページから13ページにつきましては、順次記載をさせていただいておりますけれども、子ども子育て環境の充実、それから学力向上、教育環境の充実、生涯学習社会の実現、健康寿命の延伸、高齢者の活躍、愛荘町の魅力発信、安全で安心なまちづくり、持続可能なまちづくりの推進、最後に、新型コロナウイルス感染症への対応ということで記載をさせていただいております。項目ごとに、代表的なものを掲載しまして、新規、継続、拡大を明記して、その所管と内容を掲載いたしておりますので、御覧を頂きたいと思っております。説明につきましては、省略をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。令和3年度の予算規模でございます。一般会計9億6,900万円で、前年度比当初比では3億8,900万円、4.1%の増となりました。

特別会計でございます。土地取得造成事業特別会計など4つの特別会計で、総額3億9,801万8,000円で、前年度当初比3,932万2,000円、1.1%の増でございます。

令和元年度から公営企業会計となった下水道事業は19億1,244万3,000円

で一般会計及び4特別会計と公営企業会計を合わせた総額は153億7,946万1,000円で、前年度当初比4億779万3,000円、2.7%増となりました。

15ページをお願いいたします。上段には、普通会計決算に係る財政指標を記載しておりますが、令和元年度の経常収支比率が94.2%と、昨年度より0.2%、若干改善はいたしております。また、将来負担比率につきましては3.7%になっております。将来負担比率につきましては、さきの9月決算の概要で御説明を申し上げましたけれども、地方債、借入金などの現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合でございまして、350%がイエローカードと呼ばれているところでございます。下段につきましては、当初予算の規模でございまして、年度別の状況を記載しております。

次に、一般会計の予算の概要について、16ページの、まず歳入でございまして。

町税につきましては、一般会計の歳入では、自主財源の大部分を占める町税の収入でございまして、一番上でございまして、29億5,747万9,000円、対前年度1億1,943万1,000円の減で、3.9%の減で見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度実績見込みにより、①になりますけれども、個人町民税は対前年度2,153万7,000円減の9億8,492万3,000円となり、②法人町民税におきましても7,491万円減の2億884万円で、特に法人税割が1億2,190万円減を見込んでおります。

③固定資産税です。土地、家屋、償却資産の全てにおいて減額を見込み、3億4,000万円減の15億4,300万円を見込みました。

また、④の軽自動車税でございまして、性能が向上している軽自動車への買換えによる台数の増や環境性能割を合わせて、実績見込みにより398万4,000円、4.9%減の7,671万6,000円を計上。

たばこ税は、健康志向の高まり等により売上げ本数は減少傾向にある一方で、税率の引上げなど1,500万円、11.6%増の1億4,400万円を見込んでおります。

なお、滞納繰越分でございまして、それぞれございまして、いずれの税目におきましても増加となり、徴収強化の結果に基づいて算出をしております。

17ページをお願いいたします。町税の年度別推移でございまして、おおむね30億円を超えておりましたけれども、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により30億円を若干下回っております。

次、18ページの歳入の一覧でございますけれども、特に増減金額の大きなものの比較でございますけれども、それにつきましては、19ページ以降にその比較をさせていただきますので、御説明を申し上げます。

それと、今の18ページの下段でございますけれども、自主財源と依存財源について記載をしておりますけれども、自主財源が39億3,115万4,000円で、上段の表中の町税分担金及び負担金あるいは使用料、手数料、それから寄附金、繰入金など、区分欄のところを見ていただきますと星印がついておりますけれども、町の条例等により収入したものとふるさと納税による寄附金などでございまして、一方、依存財源については、地方交付税、あるいは国庫支出金や地方債、いわゆる借金でございますけれども、その収入金でございます。

19ページをお願いいたします。まず、上段でございます。収入の内訳でございますが、町税の状況につきましては、先ほど16ページ、17ページで御説明を申し上げておりますので、省略させていただきます。

次に、地方譲与税につきましては、国の地方財政計画及び滋賀県全体の収入の推計に基づきまして積算をいたしました。地方消費税交付金では4億6,100万円を計上して、一昨年10月からの消費税増税分2億4,801万9,000円を、社会保障費の充実安定化を図るため、表に記載しておりますように、福祉医療費、町内民間保育所入所事業及び児童手当に充当をさせていただきますので、財源内訳の中の一般財源の中のその他の左の部分に、その金額を掲載させていただきます。

次、下段の普通交付税でございますけれども、法人割の減少によりまして、基準財政収入額が減少することから5,800万円、2.6%の増でございます。

下段、使用料及び手数料では、幼稚園の一時預かり保育の実施に伴う保育料の増等により5,266万3,000円、27.4%の増でございます。

国庫支出金では、愛知中学校大規模増改築事業の財源である学校施設環境改善交付金の増などにより、総額で5,266万3,000円、5.2%の増でございます。

それから、下段の県支出金では、土地改良施設整備事業や、農地整備事業の財源である土地改良事業補助金の減などにより4,301万8,000円、6.2%の減。

寄附金では、がんばる愛荘町まちづくり応援寄附金、ふるさと納税の増によりまして6,339万5,000円、126.7%増となっております。

繰入金でございます。基金繰入金として財源不足を賄うため、財政調整基金として

2億5,396万円、教育振興基金1,700万円、合併特例基金1億円が、がんばる愛荘町まちづくり基金6,320万円を取り崩す見込みとなっております。

一番下の下段、地方債でございます。合併特例債学校教育施設等整備事業債を活用した愛知中学校等大規模増改築事業、臨時財政対策債、緊急防災減災事業債を活用した防災行政無線システム整備工事、学校教育施設整備事業債を活用した愛知中学校大規模増改築事業等により、総計では3億6,690万円、36.2%の増となっております。

次に、歳出でございます。20ページをお願いいたします。

目的別の歳出の概要でございますけれども、増減金額の大きなものとしましては、まず、1つ目の議会費でございますけれども、議会放映システムの関連機器の更新業務等の減等によりまして、総額で1,000万1,000円、9.6%の減でございます。

総務費では、空き家対策事業利活用、町長議会議員選挙の増、情報系のパソコン更新業務の減等により総額で1,476万7,000円、1.2%の減となっております。

民生費では、障害者自立支援地域生活支援事業、子育てのための施設等の利用給付事業の増等により、総額で993万9,000円、0.3%の増となっております。

衛生費では、湖東広域衛生管理組合負担金や彦根愛知犬上広域行政組合負担金及び廃棄物処理事業の増等により総額で1,070万9,000円、1.6%の増となっております。

農林水産業費では、土地改良施設整備事業や土地改良施設大規模改修計画策定委託料の減等により、総額で3,400万8,000円、16.9%の減となっております。

土木費では、宇曾川に架かる歌詰橋耐震補強工事に伴う豊郷町建設事業負担金の増、下水道事業会計繰出金及び道路改良工事の減等により、総額では7,081万4,000円、6.0%の減となりました。

消防費では、防災行政無線、防災行政情報システム整備工事の減等により、総額で3億6,018万4,000円、44.8%の大幅な減額となっております。

教育費では、愛知中学校等大規模増改築事業の増等により、総額で6億7,691万9,000円、49.2%の増となっております。これは、令和2年度の当初予算におきましては、令和元年度の繰越事業として、令和2年度の当初予算を計上したことにより大幅な減額となったものでございます。

公債費では、合併特例債等の償還開始に伴う元利償還金の増により、総額9,620

万5,000円、11.6%の増となっております。

次、21ページをお願いいたします。性質別の記載でございます。

まず、人件費でございますけれども、職員期末手当及び令和2年度からの会計年度任用職員制度施行に伴う職員手当の増等により、総額で1,917万7,000円、1.1%の増となっております。

公債費では、合併特例債の償還に伴う増により、総額9,620万5,000円、11.6%の増、物件費では、町長町議会議員選挙事業、衆議院議員選挙及び学校ICTサポート事業の増と情報系パソコン更新業務の減等により総額で1,325万7,000円、0.7%の減となっております。

補助費等につきましては、湖東広域衛生管理組合負担金事業、彦根愛知犬上広域行政組合負担金事業の増及び下水道事業特別会計繰出金を補助費等に性質区分したことによりまして、総額では5億2,269万7,000円、44.9%の増となっております。

普通建設事業では、愛知中学校と大規模増改築事業の増等及び防災行政情報システム整備工事の減によりまして、総額で2億4,464万8,000円、24.0%の増でございます。

積立金でございますけれども、がんばる愛荘町まちづくり基金積立金の増等によりまして、6,519万7,000円、101.7%の増となっております。

次、22ページでございますが、基金の推移でございます。表の一番下の下段を御覧いただきたいと思っております。基金積立金の合計額を御覧ください。

財政調整基金から森林環境譲与税の基金まで全部で12基金ございますけれども、一番左でございます、元年度末の残高48億5,233万円となっております。令和2年度中の基金では2億8,191万1,000円を取り崩し、1億345万5,000円を積み立てて、令和2年度末残高は46億7,387万4,000円の見込みでございます。

令和3年度になりますけれども、4億3,416万円を取り崩しまして、1億2,933万円を積み立てて、令和3年度末残高を43億6,904万4,000円と見込んでいるところでございます。4億3,416万円の取崩しでございますけれども、財政調整基金で2億5,396万円、教育振興基金で1,700万円、がんばる愛荘町まちづくり基金で6,320万円、合併振興基金で1億円を取り崩す予定でございます。

なお、合併振興基金は合併特例債を活用し、建設した施設のソフト事業に充当することが可能でございまして、取崩しの範囲は、取り崩す年度の前年度末までの合併特例債の償還が終わった範囲内で、その取崩しが可能ということでございまして、令和3年度は、湖東三山館管理事業5,500万円、中山道愛知川宿活性化事業に2,000万円、及び給食運営事業に7,500万円を充当するものでございます。

次、23ページをお願いいたします。令和3年度の特定期基金の充当でございませけれども、御覧のような表の記載のとおりでございます。

また、下段でございませけれども、特別会計の基金でございまして、国民健康保険財政調整基金は令和3年度で2,059万6,000円を取り崩して、4万円を積み立てて、年度末残高を1億5,519万2,000円を見込んでおります。

下段の介護保険給付金準備基金は、令和3年度で194万2,000円を取り崩し、11万3,000円を積み立てて、年度末残高を5,173万1,000円と見込んでいるところでございます。

24ページでございませけれども、一般会計基金及び特別会計基金の年度別の残高の推移でございますので、御覧を頂きたいと思ひます。

25ページでございませ。一般会計と下水道事業会計の地方債の残高の推移でございます。一般会計では、令和3年度に13億8,150万円を借り入れまして、8億4,585万5,000円を償還しまして、年度末残高131億2,791万8,000円の見込みでございます。

下段の下水道事業会計でございませ。令和3年度に3億8,380万円を借り入れて、7億6,316万1,000円を償還して、年度末残高が78億2,989万3,000円の見込みでございます。

下段は、令和3年度一般会計の借入れ予定の地方債の内訳とその充当先の事業でございませるので、御覧を頂きたいと思ひます。

26ページにつきましては、地方債の年度末残高の推移を記載しておりますので、御覧おきください。

次、27ページでございませ。予算編成に用ひました基礎数値を記載しておりますので、それぞれ御覧いただきたいと思ひます。

歳入歳出予算の各事業別の詳細につきましては、予算特別委員会におきまして、所管課長のほうからそれぞれ事業別の明細書及び予算概要資料に基づきまして説明をい

たしますので、本日は省略をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、黄色の予算書の138ページをお願いいたします。138ページは給与費の明細書でございまして、138ページが特別職でございます。

139ページから143ページまでが、一般職の明細書を添付しておりますので、御覧を頂きたいと思えます。

次、144ページをお願いいたします。144ページからは債務負担行為で、当該年度以降の支出予定額等に関する調書を明記しております。ずっと147ページまで債務負担でございます。

最後でございますけれども、148ページを御覧いただきたいと思えます。148ページにつきましては、地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上が、令和3年度当初予算の概要の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（河村善一君） ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行いますので通知いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番、外川君。

○8番（外川善正君） 少し確認だけをしときたいという点で質問させていただきます。

まず、当初予算概要含めての話だと思えますので、その中で12ページの、いつも議題に上がっておる行政機能の配置の適正化事業、この部分なんですけど、皆さんも御存じのように、この部分については今まで種々論議をしてきました。そしてほとんどは平行線で終わるときがありまして、今日に至ってるのではないか。一般質問でもいろんな議員のほうから質問があり、その質問に対する適切な回答が得られなかったという場合も多々ありました。

それは以前のことでありまして、今、私がお聞きしたいのは、この概要書の中で、これ、事業として計画しているのに金額が入っていない。この予算書は、これから予算委員会の中で質疑してくださいと、やってくださいよと言うておられましたし、今もそういうような発言を政策監のほうからありました。この部分については今、適正化の部分については、事業は3年度ですよというふうに見受けたんです。だけど、

金額入ってない。今の時点で何を質疑するのか、審議するのか、その点を教えてください。

それと、この予算書が承認された時点で、そのときもまだ金額入ってないと思います。それが承認されたらこのまま自動的に、適正化のこの事業については来年度淡々と工事に入っていくのか、それが2点目。

それと、それやなしに、もっとほかのことをやりますよと、まだ足りない部分がありますよというのがあれば、何をこの短期間の間にやるんか教えてください。

以上3点、お願いします。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 12ページの19番で、行政機能の配置の最適化ということで、継続事業ということで、予算額はなしということで業務は継続していくということでございますけれども、これにつきましては、今現在行っております庁舎等の公共施設の最適配置ということで進めておりますけれども、昨日も一般質問でございましたように、例えば年度変わってからでも、区長総代様に総代会等を通じて御説明をしていくというような部分で、直接そういうような人件費等もあろうかと思っておりますので、そういったことを進めていくというようなことで、御理解をお願いしたいと思っております。

あと、工事費につきましては、またその必要な時期に、それぞれお願いをしていくことになろうかと思っておりますので、現段階では当初予算のほうでは計上していないというようなところでございます。

3点目、あともう少し分からなかったので、再度お願いしたいと思っております。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 1問目の追加ということで、先ほど言いましたのは、まだ議案として決裁も取ってないと、そういうことは今後取っていくんやとかね、どうするのかそれは分かりません、それは私が分からないから聞いてるんで。ほんで、金はどういうふうについて提示するとか、どんな格好でやっていく、それだけでもう工事は終わりかと、前段として、準備としては。あとすることないのかとか、そういうようないろんなものがまだ多々残ってるの違うかなど。

今まで私が経験した中では、当初予算の中には、事業概要と金はひもつきでちゃんと出とった。そういうような、この1年間に発生する予算、当該工事においても何に

おいても、一般会計においても。それで承認を、説明をしていただき、議員のほうで承認し、そしてそれを進めていく。そして、何にも、もう金がないようになった、こんなんが増えたからこれができないですよというふうになってきたら、補正予算を踏まえて、その説明でまた承認を取れた。そういうふうな流れの中で、今まで私は来たように思っております。ただ、今政策監が言わはった最初の部分は、そこが明確になってへんというのは1つ。

2つ目はよかったんやね。3つ目は、今言いましたように、いろいろ議論してますね。その中で来年度から工事をするんやったらするで、あとそれに伴って、もう何にもせんでええのかということ、普通でしたら、何もまだ決まっていなかったら、4月以降でも臨時会を開いて、決裁取ってやりましたね。そういうことはしないのかと、その点を聞いてるんです。ほんでこのまま、この事業が当初予算の中に上がってあるから、この予算書が承認されたら、工事はそのまま3年度、ずっと入っていくつもりをしてられるのか。その点を聞いてるんです。それだけかほかにあるか分かりませんね。今まで、形が違うんやから。だからそこをお聞きしてるんです。

お願いします。

○議長（河村善一君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） すみませんでした。先ほど、少し申し上げましたけれど、必要な時期に、これは今年度になろうか年度を越えるかも分かりませんが、補正予算としてお願いをしていくということでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今、簡単に補正を組みますと言われたんですけど、これも私の考えが間違っとなるのか知らんけど、補正というのは、間違っと思ったら言っください、3年度やった3年度で使い切る、その必要とする経費を年度当初に上げて、決裁を一旦頂く。それから足りない部分、増えた部分、そういうような部分を修正するのが補正やと私は思っておるんです。今、これに、どれだけのお金や知らんけど、そんな多額のお金が補正ですというような考え方は一般にはないんちゃうかと。あるかないか知りません。今まで私がここで経験した中ではそういうのはなかったから。

例えば、5億やったら5億の工事を打ったときに、2,000万、床の面を貼り直さんなんと。だからその分が補正が必要になってきたというて、2,000万やったら2,000万、3,000万やったら3,000万の補正を承認してきた。そういうような

工事のやり方やった。それが今、何かここが分からへん。だから、そこを教えてくださいと言う。

○議長（河村善一君） 政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 工事費でございますけれども、通常の例で言いますと、やはり実施設計しっかり出来上がった中で、それをしっかりと上げていくということが本来であろうと思います。ただ、それを上げたところで、例えば地下に埋まっているものについては不足が生じることもございますので、追加補正ということもございますけれども、議員さんの中からも頂いてましたように、従前の、例えば郡役所なんかでも追加補正が非常に多かったということで、ここはしっかりと当初予算で、最初に見る予算でしっかりと計上をしろというようなこともございましたので、実施設計をもって、補正のほうはお願いしていきたいというようなことを思っているところでございます。

○議長（河村善一君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） だから、本当にやってることがなかなか理解しにくい。理解しにくいということは何回も話し合わないかんし、なかなか納得できひん。だから、そういうようなのを今までの中できちっと、ずっとルールにのっとって整理してきたら、ちゃんちゃんと言って、今頃すつといつったはずや。

だから、一番最初に言うたように、平行線であつたり、これは協議でつかというて聞いたときに、検討委員会でやってるから、これは議員が入ってなくても協議やというような捉まえ方をしていると、一番最初に議員との協議をするようになってますと言ったときでも、話が通じませんやろう。だから、そういうふうなところが今ずっと来て、何ぼかがいっぱいこっちを最後のほうへ押し寄せてきて、今回の一般質問でも、いろんな同じような質問が各議員から出てくる。

だから本当に、政策監が納得してもらおうと思つたらきちっと事業概要、内容と金をひっつけて、こんなんですやりますと言うて、そして出したら何も言わない。早くしよう思つたらもっと早い段階からかかって、最後を見越して、それが仕事というもんや。ここへ来て、そんな前のことをがちゃがちゃなつてあるまんまに早くしようと思つても、それはなかなか無理や。だからその点を私は、今のこの概要書の中のところで、どんな部分で審議するのかなということを確認したかった。あとの部分については、その流れの中を見ながらまた質問させていただきます。

以上です。答弁してはもらって、答弁できんねやったら今まででそんなきつとでき
てある。ほんで、答弁欲しいけど断念しときます、この際。

○議長（河村善一君） 政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 御承知ように、あり方検討委員会の答申を受けて
町の方針を決めていく。その中でパブリックコメントあるいは本日までの町民さんの
意見募集ということで、それぞれ意見も、まだどのような内容かというのは、その辺
も反映できる、できないものがあると思いますけれども、そういったことを反映した
上で進めていくというようなことを思っておりますので、今の時期になっていると、
今の現状ということでございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。副町長。

○副町長（石田政則君） 補足してでございますけれども、今回、今、意見募集をや
っているということで、その意見も踏まえて、町としての方針を定めて、そして実施
設計を、金額を定めて、それから次の予算をお願いすると、そういう方針を確認いた
だくという流れでございます。それですので、今回、当初予算で今上げておりますの
は、予算としては計上しておりませんので、今回、工事をするか、お金を幾らにする
かということについて、審議いただく場面ではないというふうに考えてございます。

そして今後、実施設計なり一定進捗が終わりましたら、次のステップを踏む際には、
予算と、そして町の方針とセットで御説明をさせていただいて、予算ということが伴
いますので、当然、議会で御審議いただいて採決いただくということで考えてございま
す。

そしてあと、今までの流れの補正ではないというお話でございました。まず、補正
予算につきましては、既定の予算に追加、その他変更する場合についてはできますと
いうことになってございます。そして、直近でいきましたらコロナウイルスの対策で
30億円と、それは想定しなかった事態について対応していくということで、大規模
なものも途中で行っていただいておりますので、ちょっと性格が違う要素はございま
すが、実績としてはあるということで、今回、町にとって大きな課題というふうにこ
ちらのほうも考えておりますので、きっちりと議会の審議を次のステップでお願いし
たいということで考えてございます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議員の質問とはまた違うんですが、暗に、

手順はそういうふうにして、いろいろと手順を踏んでということは強調されてるんだろうというふうに思うんです。

確かに、庁舎の集約においての手順というのは、そういう手順を追ってる。ただ最後のそのなぜなのかというのは一言言っておかなければ、副町長自身も、ちょっと趣旨が違うとか言いながら、大きな事業はやったとか、何か暗に重要な、町民にとって重要なのかあなたにとって重要なのか、その価値観は分からないにしても、いずれにしても手順は追ってきてるということなんです。

そこで町長に聞きたいのは、以前、町長は郡役所の利活用の事業のときに、鶴の一声で、私はやめるということで3年前にやられました。だから、それはどうであるかこうであるかは別だけど、郡役所の利活用に置いてる手順は、曲がりなりにも追っていたわけ。しかし、鶴の一声でやめて、違うということをしてある。

だから、皆さんが一生懸命今、手順手順と言うけど、そういうことで、過去に手順は何ぼ頑張っても一声で止められるという実績をされてるんです。だから私は別に止めるんじゃないくて、だからこそ本当に、いろんな要望を、庁舎を集約するにおいて町民の要望をもっとしっかり聞いた上で、前に進めるということが大事なんだということです。

議会で予算を出す。1月に遡りますが、1月8日にそういう予算や財源を示してくれと言われたときに、1月18日に示すような姿勢を出す。しかし、実際は1月18日に出さない。2月5日も出さない。出してきたのは、町民に配布する資料にそういう金額を入れてきて、12日にもう町民向けの印刷物が出来上がってしまっている、そして12日に議員に、こういう資料を配りますと言って見せている。どこにそこに誠意があるんだということや。あなた方、一生懸命手順、手順と言ってるけど、町長はその手順を一言でやめた、中止させたんです。しかも今回、手順、手順と言いながら、今度は本当に誠意がない、誠意がないんです。この進め方なんです。あなた方、手順は言うけど誠意はないんです。

町長、そういう姿勢ではなくて、もう少し向き合った、本当に自信を持った、私は住民サービスを低下させない、要するに事後に残さないと言いながら、結果としては誠意がないんです。本当に、私は誠意を見せた大きな事業を、そうしたことをすれば、住民さんが、町民さんが、それに対する理解が進んでいくんだろうと思いますが、あまりにも誠意がなさ過ぎる。手順は、あなたは一言で止めている。そういうことで一

度、総括的に答弁をもらっておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど辰己議員から御意見を頂きました。大変大事なことでございます。今回の3月議会におきましても、先生方から庁舎を含む公共施設、どのようにしていくか、また私からも、私の思いということも、お伝えをさせていただいております。その点におきまして、この事業をしっかりと向き合いながら、また住民の皆様のご理解も頂いていくなからということが大変重要だというふうに思っております。

今ほど、また辰己議員も随分とこの建築に大きな思いということを持っておられました。旧の郡役所でございます。ゆめまちテラスえちでございます。この部分に関しまして、今ほど御発信をいただきました有村の鶴の一声でということでおっしゃっていただいたようでございますけれども、私はあくまで、ファブラボということに関して、そこに1億円を5年間でかけてということがふさわしいかどうかという部分に関しての仕切り直しが必要であるということをおし上げたものでございます。この郡役所の工事ということに関しましては、先生方のお力も頂いて、最後まできれいな形で完成をしたということでございますので、その工事を私が鶴の一声ということではないかというふうには存じます。

引き続き、今回の庁舎の部分に関しまして、大変私、この愛荘の町にとって本当に大切なもので、これは何とか進めていかねばならないという真摯な思いを持っております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 郡役所の云々って、ハード問題というて、私は利活用というふうに言って質疑をしていますので、自分でそこで勝手解釈でもらう必要はない。町長自身が言ったように、ファブラボの利活用は止めたわけで。

だから私自身は、今、それで対案として、この庁舎の新棟づくりでも、結果としては、本当に議会で示していただいて、問題提起させていただいて、それではということで変更していただいている。そういうキャッチボールをもっと自信を持ってやるべきだということだけは言っておきます。

ですから、本当に実際問題利活用においては、鶴の一声で止めてるわけですから。私はしませんということですから。ですから、そういう決意であるんだったら、この

問題でもそのぐらいの思いで、よりよいものをどうつくるんだということになってくるだろうと思います。だから、もっとその声を聞く。ただ、ハード問題は、確かに住民さんがどこまでそこに期待を持つか、それは私もクエスチョンですね。

しかし、それに伴ったいろんな要望が出てくるはずだと、そこをもっと酌み尽くさなかったら、本当にそういう面ではよいものは仕上がらないと、結果としてハード事業につながっていかないということで私は言ってるだけです。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算を予算・決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 令和3年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算特別委員会に付託することに決定しました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第22、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

○企画担当政策監兼ワクチン接種推進室長（藤塚雅徳君） それでは、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算について説明をさせていただきます。別冊黄色、予算書の149ページでございます。

令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、令和3年度愛荘町の土地取得造成事業特別会計予算を次に定めるところによるといたしまして、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1万円と定めているものでございます。

事項別明細書につきましては、154ページ以下をお願いいたします。

歳入につきましては、不動産売払収入と預金利子をそれぞれ9,000円と1,000円、次のページ、歳出につきましては、改良区の事業賦課金と一般会計の繰出金について、9,000円と1,000円をそれぞれ計上しておるところでございます。

なお、本件の詳細につきましては、また後日委員会で御審議賜ることと思いますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（河村善一君） これより議案第16号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 令和3年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第17号～19号の上程、説明、質疑

○議長（河村善一君） 日程第23、議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から日程第25、議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを一括議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第17号から議案第19号までの説明をさせていただきます。

まず、議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計についてでございます。予算書につきましては、156ページをお開きいただきたいと思います。

令和3年度愛荘町の国民健康保険事業特別会計は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条といたしまして、歳入歳出総額は歳入歳出それぞれ17億7,462万3,000円と定めるものでございます。

第2条では、歳出予算の流用について定めているものでございます。

以下、歳入歳出の予算の詳細につきましては、教育民生常任委員会におきまして所管の課長から説明させていただきますので、私からは概要書のほうで御説明させていただきますので、概要書の249ページをお開きいただきたいと思いますというふうに思います。

まず、事業の目的と事業の概要でございます。国民健康保険制度は国民皆保険制度により最後のセーフティーネットの役割を担っております。平成30年度からは、滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営など国保運営において中心的な役割を担っており、医療給付や介護納付金などの支払いを行い、その財源としては、国や県の公費と市町からの納付金により運営がなされております。

町は、県が定めました納付金を納めるために、県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し賦課徴収を行うほか、地域に密着した事業を行っております。令和3年度の納付金の減額や社会情勢を鑑み、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を尊重いたしまして、保険税率を見直すことといたしました。これにつきましては、先ほどの議案で承認いただいたところでございます。

保健事業では生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、特定健康診査及び特定保健指導を行っております。データヘルス計画の中間評価に基づき、さらなる生活習慣病の発症予防、重症化予防や改善を図ることにより、被保険者の健康と、医療費全体を抑えるものとして、啓発と充実に努めてまいります。

本予算につきましては、被保険者数3,778人で見込み、歳入歳出とも前年度比較981万6,000円の減額の17億7,462万3,000円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入については、国民健康保険税が3億1,818万2,000円、県支出金が12億8,191万5,000円、繰入金が1億6,927万8,000円となっております。

続いて、主な歳出については、総務費が4,073万5,000円、保険給付費は滋賀県において試算された医療給付費などにより12億5,371万1,000円、納付金においても、滋賀県の試算により4億5,132万8,000円、保健事業費は2,613万7,000円となっております。

主な事業としましては、保険給付事業、人間ドック健診費助成事業、特定健康診査等の事業の3事業を掲げております。

また、予算書のほうに戻りますが、173ページからは特別職の給与費明細書、174ページ以降につきましては、一般職の給与費明細書を掲げております。

以上が、国民健康保険特別会計でございます。

続きまして、議案第18号の令和3年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に

ついて説明をさせていただきます。

続いての、予算書の179ページになります。令和3年度愛荘町の後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ2億386万6,000円と定めるものとございます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては、教育民生常任委員会におきまして、所管課長から説明いたしますので、私からは先ほどと同様、概要のほうで説明をさせていただきますので、269ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず、事業の目的と事業概要でございます。平成20年4月より後期高齢者医療制度が創設されまして、保険料の賦課決定や給付業務は都道府県ごとに設置されました広域連合が行い、市町村は特別会計を設けて、保険料の徴収、収納業務と窓口業務を担っております。全ての加入者に保険料を納めていただき、所得の一定以下の人には、保険料の軽減特例がございますが、段階的に見直しされ、令和3年度には均等割額が7.75割、軽減対象者は通年7割軽減となる見込みでございます。

保険料率につきましては、令和2年度、令和3年度を第7期保険料として、滋賀県下では所得割が8.70%、均等割が4万5,512円で、賦課限度額を64万円としております。今後も広域連合と一層連携を図り、事業運営を進めるとともに、被保険者目線できめ細やかな対応に努めてまいります。

本予算につきましては、被保険者数2,399人で見込み、歳入歳出とも前年度比較513万円の増額の2億386万6,000円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入については、保険料は、広域連合の試算によりまして、1億5,864万7,000円。繰入金4,505万4,000円となっております。

続いて、主な歳出については、総務費が755万7,000円、広域連合納付金は、保険料と保険基盤安定分の合算によりまして1億9,614万9,000円となっております。

主な事業といたしましては、一般管理事業、徴収事業、保険料と負担金事業の3事業を掲げております。

また、予算書のほうに戻りますが、189ページ以降は、一般職の給与費明細書となっております。

最後に、議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。予算書の194ページをお願いしたいと思います。

令和3年度愛荘町の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億1,951万9,000円と定めるものです。

第2条では、歳出予算の流用について定めるものでございます。

以下、歳入歳出予算の詳細については、教育民生常任委員会におきまして所管の課長から説明いたしますので、私のほうからは先ほど同様、概要書のほうで説明をさせていただきますので、概要書の276ページをお願いしたいと思います。

まず、事業の目的と事業概要でございます。第8期介護保険事業計画では、第6期及び第7期計画の取組を引き継ぎ、愛荘町ならではの地域、共生社会の実現に向けまして、2025年、さらには2040年を見据えた地域包括ケアシステムの深化、推進に取り組みます。

介護予防活動については、引き続き充実していくこととし、1つ目としまして中年層から切れ目ない介護予防活動の普及、2つ目としまして認知症施策と医療介護連携の総合的推進、3つ目としまして地域での交流、支え合い活動の促進の3つの重点目標を掲げ、限られた資源を有効に活用して、施策と事業を展開してまいります。

令和3年度第8期介護保険事業計画の初年度でありまして、計画期間の3か年で目標を達成できるよう適切なアクションプランを作成し、事業を展開してまいります。

第8期介護保険事業計画では、1つ目としまして介護予防の充実、2つ目に地域認知症施策の推進、3つ目に在宅介護支援の充実、4つ目に医療、看護、介護の連携強化、5つ目に地域における生活支援・見守り体制の充実、6つ目に生きがいと余暇活動の充実、7つ目に包括的な支援体制の構築の7つの施策に基づき、事業を展開してまいります。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、住み慣れた地域でできる限り充実した生活が送れるよう、支援体制の進化推進を図るとともに、要介護状態になることを予防するための活動に力を入れてまいります。また、被保険者の負担をできる限り抑えられるような保険料設定としながらも、必要なサービスは不足なく享受できるような予算編成としております。

本予算につきましては、前年度比較4,400万8,000円の増額の15億1,95

1万9,000円の予算規模で見込ませていただきました。主な歳入については、保険料が3億3,240万9,000円、国庫支出金が3億4,937万円、支払基金交付金が3億8,239万2,000円、県支出金が2億1,056万6,000円、繰入金が2億4,432万4,000円となっております。

続いて、主な歳出につきましては、総務費が4,071万8,000円、保険給付費は、直近のサービス種別、利用状況の試算を行うなどにより、13億8,879万5,000円、地域支援事業費は8,853万2,000円となっております。また、予算書のほうに戻りますが、217ページは特別職の給与費明細書、218ページ以降につきましては、一般職の給与費明細書でございます。

以上、3議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（河村善一君） これより議案第17号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後5時20分

再開 午後5時22分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） これより議案第17号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第17号 令

和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 令和3年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第19号 令和3年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第26、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算につきまして、御説明させていただきたいと思います。黄色の予算書の223ページ、それから予算概要のほうになります、310ページをお願いいたします。

まず、310ページの事業概要から説明のほうをさせていただきたいと思います。愛荘町の公共下水道は、平成元年8月に計画決定をし、平成9年4月から順次供用開始を行っているところでございます。令和3年度末には、普及率が99.7%となる見込みであります。また、下水道事業におきます経理内容の明確化と透明性の向上を図るため、平成31年度から、官庁会計方式から公営企業会計方式に変更し、予算を執行しているところでございます。平成31年4月から、公営企業会計が本格稼働をし、経営基盤の計画的な強化及び財政マネジメントの向上に取り組んでいるところでございます。今後は経営戦略に向け、経営成績や財政状態を的確に把握し、これらの分析を行ってまいりたいと思います。

予算書の黄色のほうの223ページに戻っていただきたいと思います。

総則につきましては、第1条で業務の予定量につきましては第2条で、収益的収支及び支出は第3条で定めてあります。

この3条で、収入でございます。第1款下水道の事業収益11億9,768万6,000円でございます。支出、第1款下水道事業費用10億4,056万7,000円で

ございます。

224ページをお願いいたします。資本的収入及び支出は第4条で定めております。第1款資本的収入5億5,934万2,000円でございます。

第1款資本的支出8億7,187万6,000円でございます。今のこの3条と4条の内訳につきましては、総務産業建設常任委員会のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

225ページ、企業債は第5条で、それぞれ起債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めております。一時借入金は、第6条で予定支出の各項の経費の金額の流用は第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は第8条で、他会計からの補助金は第9条でございます。

次に、添付資料といたしましては、231ページが令和3年度のキャッシュフローの計算書のほうを添付しております。

また、233ページからになりますが、給与費の明細書を添付しております。

240ページになります。令和3年度の予定貸借対照表。

それから、243ページになります。令和2年度の予定損益の計算書。

244ページになります。令和2年度の予定貸借対照表。

それから247ページになります。予算実施計画説明書になります。

最後のページになりますが、252ページになります。重要な会計方式に関わる事項についての注意事項となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算を所管の総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 令和3年度愛荘町下水道事業会計予算までを総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（河村善一君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月22日までの17日間、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、3月6日から3月22日までの17日間、休会することに決定しました。

本日はこれで延会します。再開は、3月23日火曜日です。当日は午前9時から全員協議会、午前11時から本会議を再開する予定です。よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会を3月22日月曜日午後2時から開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。本日はありがとうございました。

延会 午後5時30分